

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知<平成26年度包括外部監査の結果報告書(公の施設における指定管理者制度の事務の執行)>

監査結果 指摘55件 意見69件 計124件

- 【A 措置済/実施済】再発防止策等を講じたもの 57件
- 【B 措置済/決定済】再発防止策等を講ずることを決定したもの 57件
- 【D 未措置/未実施決定済】再発防止策等を講じないことと決定したもの 10件

令和3年10月1日現在

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果(要約)	I「処理」内容	II「措置」状況	III「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV調整課	最終回答基準日
1	総務部	行政改革推進課	12	意見	制度全般	指定管理者の選定について	指定管理者の選定については、指定管理者制度導入施設のうち非公募である単独指名が約64%と公募に比して割合が高い。公募による指定管理者の選定によれば、競争原理が働き、さらなる住民サービスの向上及び経費削減等を図ることが期待できるため、今後は、非公募単独指名の根拠に合理性の乏しいものがないかを検討し、原則公募の原点に立ち返って選定を進めていただきたい。	指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、個々の施設の実情に応じて最適な選定方法を検討している。	A：措置済/実施済	平成27年度以降の指定管理者の選定についても、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、個々の施設の実情に応じて最適な選定方法を検討していく。		平成27年2月28日
2	総務部	行政改革推進課	13	意見	制度全般	指定管理者選定委員会について	市の指定管理者選定委員会設置要綱(以下「設置要綱」という。)によれば、指定管理者選定委員会において、市職員以外の委員は必須のメンバーとなっていない。しかし、指定管理者の選定は、議論の偏りがないように、市職員だけではなく市職員以外の外部者の意見を取り入れるため、指定管理者選定委員会には、複数名以上の外部委員を必須の委員として加えるように設置要綱を改めるべきである。また、公募における審査に当たっては、透明性を確保する観点から、たとえ候補者単独であっても、複数名の学識経験者を委員として参加させ、審査委員会を開催するべきである。	指定管理者選定委員会については、各施設の特性や市民サービスを十分踏まえた上で審議が行われるよう、委員には経験豊富な職員を選任しており、現時点では今の運用形態で十分と考えている。なお、公募審査については、候補者が競合した場合のみ学識経験者を委員として参加させ、審査委員会を開催しているが、次年度以降は候補者単独であった場合でも学識経験者を交えて協議することとする。	B：措置済/決定済	平成27年度以降の指定管理者選定委員会については、引き続き、議論の偏りがないように市民サービスを十分踏まえた上で審議を行っていく。また、平成27年度の公募審査については、透明性をより確保するため、候補者単独であったとしても、学識経験者を交えた協議を行っていく。		平成27年2月28日
3	総務部	行政改革推進課	14	指摘	制度全般	施設使用料の徴収について	市は、指定管理者に公の施設の使用料である公金の徴収、収納等の権限を委託しているが、再委託までは許可していない。しかし、再委託された業者が使用料の徴収を実施している事例が発生している。市の全ての指定管理者について、使用料等の公金の徴収を指定管理者が第三者に委託していないか確認すべきである。	次年度の年度協定締結までに使用料等の公金の徴収を指定管理者が第三者に委託していないかを施設ごとに確認する。	B：措置済/決定済	使用料等の公金徴収に係る指定管理者の第三者委託の禁止について、指定管理に係る手引に掲載して周知徹底を図るとともに、モニタリング時に確認できるよう平成27年3月までにチェックシートを作成する。		平成27年2月28日
4	総務部	行政改革推進課	14~15	意見	制度全般	指定管理者が徴収する公金等の検査について	指定管理者が徴収する公金等に関する市の所管課の検査において、施設に訪問し、公金等の徴収の基となる証拠資料との照合までは実施していない場合が散見された。指定管理者の収支報告の信ぴょう性を確保するため、収支報告と証拠資料を照合する等の検査を実施されたい。	指定管理者の収支報告の信ぴょう性を確保するため、収支報告と証拠資料を照合する等の確認を完了検査時に行うこととする。	B：措置済/決定済	収支報告と証拠資料を照合する等の確認作業について、指定管理に係る手引に掲載して周知徹底を図るとともに、モニタリング時に確認できるよう平成27年3月までにチェックシートを作成する。		平成27年2月28日
5	総務部	行政改革推進課	15	指摘	制度全般	指定管理料の精算時期について	非公募単独指名における指定管理料の剰余金の精算は翌年度に実施され、市においても翌年度の歳入とされている。指定管理料の精算制度を維持するならば、年度収支を正しく把握するため、剰余金の精算を出納整理期間内において実施し、当年度の歳入として反映する必要がある。	毎年度、3月に使用した電気、水道その他の光熱水費の請求及び支払が翌年度の4月中旬以降となってしまうことに加え、市の出資法人が指定管理者となっている場合は、市からの運営費補助金の精算や各指定管理業務の直接経費の確定後の総務的経費の按分など、複雑な経理上の処理が必要となるため、出納整理期間内の指定管理料の精算は不可能又は極めて困難である。	D：未措置/未実施決定済	指定管理者の理事会等(5月から6月までの間に開催)における決算の確定後に剰余金精算を実施し、可能な限り迅速に精算処理を行っていく。		平成28年2月29日
6	総務部	行政改革推進課	15~16	指摘	制度全般	指定管理者による自主事業の報告について	指定管理者と締結している基本協定書の指定管理者自主事業実施基準によれば、指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果、経理状況等を市に報告しなければならないとされている。しかし、指定管理者からの事業計画書や事業報告書には、自主事業を実施する場合にも、自主事業に関する記載がないものが散見された。指定管理者からの事業計画書や事業報告書に、自主事業に関する記載を求める必要がある。	指定管理者から提出される事業計画書及び事業報告書に自主事業に関する記載が明記されていることを完了検査時に行うこととする。	B：措置済/決定済	事業計画書及び事業報告書における自主事業に関する記載の確認について、指定管理に係る手引に掲載して周知徹底を図るとともに、モニタリング時に確認できるよう平成27年3月までにチェックシートを作成する。		平成27年2月28日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
7	総務部	行政改革推進課	16～17	指摘	制度全般	自主事業における施設の使用時間について	自主事業で施設を使用する時間については、指定管理者と締結している基本協定書の指定管理者自主事業実施基準に定められている。市が自主事業の標準的な使用時間(年当たり300時間)を示しているものの、施設ごとの利用状況等により、各所管課において自主事業の使用時間を決めることとされている。 しかし、自主事業の使用時間として、標準的な使用時間(年当たり300時間)をそのまま規定している施設が散見された。自主事業の使用時間は、一般利用者の利用を妨げない範囲内において、施設の有効活用に資する時間設定が望ましく、施設ごとの利用状況等により、個別に判断されるべきである。また、このように定めた自主事業の使用時間は、基本協定書において自主事業に関する実施基準として規定し、これを指定管理者に遵守させる必要がある。	平成27年度以降の指定管理者による自主事業の使用時間については、一般利用者の利用を妨げない範囲内において、施設ごとの利用状況等により、個別に判断できるよう指定管理者自主事業実施基準の標準モデルを平成27年2月6日に改めた。	A：措置済 ／実施済	平成27年度以降の指定管理者による自主事業の使用時間については、基本協定書に係る指定管理者自主事業実施基準を見直し、施設の実情に応じて個別に設定する。また規定した自主事業の使用時間を指定管理者が遵守しているかどうかは、事業報告書の中で確認することとする。		平成27年2月28日
8	総務部	行政改革推進課	17	意見	制度全般	指定管理者の事業報告書の形式について	非公募単独指名の場合で、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱別表に規定されている特定協会公社等が指定管理者となっている場合において、指定管理業務に係る人件費に対して、指定管理料ではなく、市から補助金が交付されている。 当該人件費補助金について、指定管理者の収支計算書上は、人件費補助金収入が収入に表示されず、見合いの人件費も計上されていない場合が散見された。 指定管理者の事業規模においては、人件費補助金収入と人件費は重要な金額であり、それを総額で表示しなければ指定管理者の業務全体を理解することはできない。人件費部分も収支計算書に表示することを検討されたい。	平成27年3月18日に収支計算書として管理運営経費明細表を作成することを決定し、指定管理者の事業規模について人件費補助金分を表示し、指定管理の業務全体を把握できるようにした。	A：措置済 ／実施済	指定管理者から提出される事業報告書等を基に平成27年3月から毎年度評価を実施し、その中で人件費補助金などの総額を表示して運営管理業務の全体を把握することにより、適正に指定管理者の評価を実施していく。		平成28年2月29日
9	総務部	行政改革推進課	17～18	意見	制度全般	人件費補助金について	No.8の人件費補助金の交付については、指定管理料の積算において重要な項目であるはずの人件費が含まれていないため、指定管理業務に対する適正な評価ができない状態である。 したがって、指定管理業務に係る人件費については、補助金として交付するのではなく、指定管理料に含めて積算することが必要である。	平成27年3月18日に収支計算書として管理運営経費明細表を作成することを決定し、指定管理者の事業規模について人件費補助金分を表示し、指定管理の業務全体を把握できるようにした。これにより人件費補助金等の総額を含めて適正に評価ができるようになったため、指定管理業務に係る人件費については補助金として交付していくこととした。	A：措置済 ／実施済	指定管理者から提出される事業報告書等を基に平成27年3月から毎年度評価を実施し、その中で人件費補助金などの総額を表示して運営管理業務の全体を把握することにより、適正に指定管理者の評価を実施していく。		平成27年2月28日
10	総務部	行政改革推進課	18	意見	制度全般	公の施設で提供する食堂業務収入について	公の施設で提供される食堂業務から生じる収入は、従来から指定管理者の収入とされてきた。 平成26年度において、管理運営業務仕様書上で指定管理業務として明示されたが、食堂業務から生じる収入が公金であるかどうかなどその性質が明確となっていない。 他の地方公共団体においては、公の施設の設置条例において食堂での食料金を明示し、公金である使用料として取り扱っているところもある。市として、どういう理由で食堂業務収入が指定管理者の収入となるのか明確にしておく必要がある。	指定管理施設での飲食代金は、私法上の契約に基づく実費徴収と解されるため、その旨を平成28年1月27日付けで内部決定した。	A：措置済 ／実施済	公の施設で提供される食堂業務から生じる収入は、引き続き、協定締結書(管理運営仕様書)の中で明示していく。	次世代育成課 ものづくり産業振興課	平成28年2月29日
11	総務部	行政改革推進課	18～19	意見	制度全般	公の施設における自動販売機設置の形態等について	公の施設に飲料水等の自動販売機が設置されていることがあるが、これは、市が指定管理者に施設の目的外使用許可を与えた上で、指定管理者が自動販売機設置業者と契約し、設置しているものがほとんどである。 しかし、行政財産目的外使用許可の許可条件として、使用物件を他の者に転貸することを禁じており、指定管理者と飲料水等の自動販売機設置業者との契約がこの転貸に当たるのではないかと懸念が生じる。 したがって、施設に自動販売機を設置する場合には、市が直接、自動販売機設置業者に使用許可を与える等の方法を検討することが必要である。 また、年間に数十万人超の利用者がある施設では、自動販売機の設置により、剰余金が発生することが見込まれる。このような場合には、市としての歳入確保(あるいは歳出削減)として活用するようなことも検討する必要がある。	平成29年5月に豊田市の公共施設における自動販売機の設置に関する基本方針を改正し、契約に基づき使用料を設定する「行政財産の貸付」へ切り換え、歳入確保の視点を踏まえて効果的に設置していくこととした。 現在目的外使用許可で設置されている既設の自動販売機についても平成30年度から行政財産の貸付となるよう事務手続を進めており、平成29年度末までに切り替えが完了する見込み。	A：措置済 ／実施済	平成29年度から設置する自動販売機は、「行政財産目的外使用許可」ではなく、契約に基づき使用料を設定する「行政財産の貸付」によって設置をしており、どちらも財産管理課の合議を要するため、誤って目的外使用許可で手続をした場合も、手続の過程で是正することが可能である。 また、指定管理者が平成30年1月以降に設置した自動販売機については、利益の20%に相当する金額を貸付料として設定しており、市としての歳入確保も図っている。 ※既設の自動販売機については貸付料の経過措置あり。		平成30年2月28日
12	社会部	地域支援課	23	指摘	株式会社とよた山里ホールディングス	業務記録について	株式会社とよた山里ホールディングス(以下「山里HD」という。)の各子会社に対する経営指導内容や実施業務を明確に記した業務記録が存在しないため、業務記録の適切な作成及び保存を行うべきである。	平成27年4月1日から業務記録の作成及び保存を実施することを決定した。	B：措置済 ／決定済	平成27年2月6日に、平成27年4月1日から業務記録の作成及び保存を実施することを決定した。		平成27年2月28日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
13	社会部	地域支援課	23～24	意見	株式会社とよた山里ホールディングス	経営指導料・業務委託料の負担額の算定について	山里HDが各子会社に負担させている経営指導料・業務委託料の総額については、山里HDの年間経費予算合計のうち、業務割合に応じて経営指導料と業務委託料とに按分を実施し、配賦については、上記にて算定された総額について、半分は各子会社の売上割合にて、半分は各子会社の人員割合にて配賦を行う。 経営指導料については、純粋持株会社では通常、子会社の利益や売上高の増加等の対価費用となると考えられるため、売上高や利益に掛け率を乗じて経営指導料を算定すべきと考えられる。	山里HDにおいては、経営指導及び積算方法について経営コンサル及び会計事務所の意見を参考に方針を立てて積算方法を決定しているため、変更の予定はない。	D：未措置 ／未実施決定済	山里HDにおいては、法人設立当初から経営指導及び積算方法について経営コンサル及び会計事務所の意見を参考に方針を立てて積算方法を決定しているため、変更の予定はない。		平成27年2月28日
14	社会部	地域支援課	25～27	意見	株式会社とよた山里ホールディングス	継続的收益使用事業の位置付けについて	山里HDにおける事業概念として平成26年度から継続的收益使用事業が導入されている。継続的收益使用事業とは、年間を通じて継続的に行われる収益事業（食品製造業、飲食店業、物品販売業等）のうち、継続的收益使用事業実施許可要綱で継続的收益使用事業実施施設として許可された施設で行われる事業であると考えられる。 継続的收益使用事業は、時間的制限のない自主事業と同様であると考えられるため、収益事業における自主事業及び継続的收益使用事業の定義や両者の区分を明確にする必要がある。また、継続的收益使用事業の実施が指定管理事業の遂行の妨げになっていないかどうかについて、所管支所によるモニタリングが必要になると考えられる。	継続的收益使用事業を明確化するため、関係部署と協議・調整し、決定書を作成して確認化することを平成27年2月6日に決定した。また、支所及び山里HD傘下の各子会社とは、平成26年4月1日の協定締結以降、月次報告書の提出による確認を実施しているほか、年度末の事業報告や指定管理更新時のモニタリングを通じて状況確認を実施することとしている。	B：措置済 ／決定済	平成27年3月末までに継続的收益使用事業に係る選定理由及び経過を明確化し、資料を作成保存することを決定した。また、支所及び山里HD傘下の各子会社とは、平成26年4月1日の協定締結以降、月次報告書の提出による確認を実施しているほか、年度末の事業報告や指定管理更新時のモニタリングを通じて状況確認を実施することとしている。	足助支所 下山支所 旭支所 稲武支所	平成27年2月28日
15	社会部	地域支援課	27	指摘	株式会社とよた山里ホールディングス	継続的收益使用事業の負担割合について	継続的收益使用事業から発生する費用や投資について、事業者負担となるか市負担となるかについての区分基準等は、現状明確な規程が存在しておらず、各支所において取扱いが異なっている。 今後の指定管理料の積算や、新規投資及び取替投資の際の混乱を避けるためにも、基準や規程を作成すべきであると考えられる。	事業者負担と市負担の統一的な基準を以下のとおり決定し、基本協定の中で明確にすることとした。 平成28年度から、継続的收益使用事業と指定管理事業に係る費用を分け、指定管理事業に係る経費のみを市が負担することとした。 ただし、投資的な経費（市が設置した既存設備や備品の更新及び修繕）については、市が負担することとした。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的に開催して指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に沿った対応がされているか否かの確認を行う。	行政改革推進課 足助支所 下山支所 旭支所 稲武支所	平成28年2月29日
16	社会部	地域支援課	27～28	意見	株式会社とよた山里ホールディングス	指定管理者の選定について	現在、山里HD傘下の子会社に対して、市の指定管理者の選定は非公募とされ、単独指名されている。 山里HD傘下の子会社の実施している事業は、単純な利益の追求を主目的としていないとしても、一般の民間事業者でも一定の条件の下、実施可能な業務であり、これを単独指名する合理性はないと考える。 次回の選定では、地域の公益性を含めた事業運営（地産地消等、コスト面だけではなく地域活性化等を勘案した事業運営）に配慮しつつ、原則である公募による競争原理を働かせてもらいたい。	指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、個々の施設の実情に応じて最適な選定方法を検討している。	A：措置済 ／実施済	指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、個々の施設の実情に応じて最適な選定方法を検討していく。	行政改革推進課 足助支所 下山支所 旭支所 稲武支所	平成27年2月28日
17	社会部	旭支所	33	意見	豊田市旭高原自然活用村	指定管理者の選定方法について	豊田市旭高原自然活用村（以下「自然活用村」という。）については、株式会社旭高原が指定管理者として非公募にて選定されている。 施設の目的を効果的かつ効率的に達成するために参入業者の門戸を広げた指定管理者制度の趣旨からすれば、専門的知識及び経験を有する他の団体の参入を阻むべきではないといえる。 よって、地域の公益性を含めた事業運営に配慮しつつ、自然活用村の指定管理者の選定方法については、原則である公募によることを検討されたい。 (No.39も同様)	平成26～30年度の指定管理者の選定については、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、個々の施設の実情に応じて最適な選定方法を検討している。	A：措置済 ／実施済	指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、個々の施設の実情に応じて最適な選定方法を検討していく。	行政改革推進課 地域支援課 稲武支所	平成27年2月28日
18	社会部	旭支所	33～34	指摘	豊田市旭高原自然活用村	利用料金の後払について	自然活用村においては、有料利用施設の利用に際して利用者は指定管理者に対して利用料金を納付しなければならないが、利用日当日までではなく、後日に指定口座への振込が行われているケースが見受けられた。 条例においては、利用料金の後払についての規定がなく、利用料金については前払又は利用当日での納付しか認められていない。 よって、今後は利用料金の後払を認めず、条例どおり利用日当日までに利用料金を徴収するよう改善されたい。	平成26年10月20日に利用料金の後払いは認められない旨を指定管理者に指示し、同日からその対応をした。	A：措置済 ／実施済	指定管理者に対して条例遵守の意識をさらに認識させ、利用料金の適正な徴収がなされるように指導、チェックするとともに、その内容の確認を行う。	行政改革推進課 地域支援課	平成27年2月28日
19	社会部	旭支所	34	意見	豊田市旭高原自然活用村	シーズン外でのイベントの実施について	冬季のみの利用となる雪の広場においては、営業努力により平成25年度の利用者数は3万7千人を超えており、非常に利用人数が増加している。シーズン外でのイベントの企画など、各施設の稼働率をさらに高める企画を検討されたい。	旭地区関係団体が一体となって組織した実行委員会の一員として、旭高原元気村で「花の里づくり事業イベント（旭まんきつフェスタ）」を平成26年11月16日に開催した。	A：措置済 ／実施済	集客の余地がある閑散期イベントなどは、費用対効果などをよく見据えて実施していく。	地域支援課	平成27年2月28日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
20	社会 部	旭支 所	34～35	意見	豊田市旭高 原自然活用 村	再委託業務の 契約形態につ いて	指定管理者である株式会社旭高原は、消防用設備保守点検業務、自家用電気 工作物保安管理業務等について業務の再委託を行っている。 再委託業務に係る契約費用については、指定管理料の中に含まれており、指 定管理者は再委託が必要な業務について年度ごとに再委託契約を締結してい る。 コスト削減や安定したサービスの供給を図るため、複数年による業務委託契 約を締結し、単年契約に比べてより低額での落札や長期に渡る安定したサー ビスを受けることについて検討されたい。 (No.41も同様)	指定管理者が管理運営業務の一部を再委託することについては、指定管理者が自らの経営ノウハウを活かして施設を管理 運営する際の裁量の範囲内であると考えている。そのため、再委 託の契約形態についても、指定管理者が各施設の実情に応じ て最適な契約形態を選択するべきであるという考えで指定管 理者の再委託方法を確認していくことを、平成27年2月2 7日に決定した。	D：未措置 ／未実施決 定済	市は、指定管理者が管理業務の一部を再委託をす る場合に、その契約形態についてはある程度指定 管理者の裁量に委ねるが、その再委託先や業務範 囲等を平成30年度(指定管理最終年度)まで適時 に確認し、施設管理が適切に実施されているかど うかをチェックしていく。	行政改 革推進 課 地域支 援課 稲武支 所	平成27 年2月2 8日
21	社会 部	旭支 所	35	指摘	豊田市旭高 原自然活用 村	市所有の備品 管理について	休憩所として設置されているコッキーハウスにおいては、市の所有である冷 蔵庫、流し台及び調理台が設置されている。コッキーハウス内にある冷蔵庫2 台について現場視察の際に市の備品シールが貼付されているかを確認した が、市の備品であることを示す備品シールは貼付されていなかった。 よって、市の所有する備品であることを明示するための備品シールを貼付す るよう早急に対応されたい。	平成27年2月16日に備品シールの貼付を実施した。	A：措置済 ／実施済	備品納入時に、複数の職員で備品の検査とともに 備品シールの貼付を実施する。	地域支 援課	平成27 年2月2 8日
22	社会 部	足助 支所	39	意見	豊田市香嵐 溪施設	茶室助庵の利 用促進につ いて	香嵐溪施設の一つである茶室助庵は、平成26年度より利用料金制度が導入さ れているが、利用料金収入はゼロである。 そのため、今後、茶室以外の施設の活用方法についても検討し、利用者数の 増加に努めるべきであると考えられる。	平成26年度中に(株)三州足助公社及び足助観光協会と、 今後の施設の活用方法に関する検討会を実施することを、平 成27年2月23日に決定した。	B：措置済 ／決定済	平成27年2月23日に、利用が少ない施設につ いては、指定管理者と市の双方で原因分析や活用 方法の検討をすることを決定した。		平成27 年2月2 8日
23	社会 部	足助 支所	40	指摘	豊田市香嵐 溪施設	足助交流館駐 車場の管理期 間について	足助交流館駐車場は、11月及び2月第2土曜日から3月第1日曜日までの期間 (以下「繁忙期」という。)については、有料駐車場として指定管理者であ る株式会社三州足助公社(以下「公社」という。)によって管理がなされて いる。 一方で、繁忙期以外の期間については公益財団法人豊田文化振興財団が当該 駐車場を管理しているが、業務仕様書上、当該部分の記載がないため、駐車 場内の管理や事故管理等についての責任所属が曖昧な部分が存在する。 そのため、今後、繁忙期については指定管理者として公社が、繁忙期以外に ついては指定管理者として公益財団法人豊田文化振興財団が駐車場の管理 を行う旨を業務仕様書上明記する必要があると考えられる。	平成27年度から、繁忙期における株式会社三州足助公社の 駐車場管理について、業務を料金徴収及び出入の管理のみと し、その他の管理業務は交流館の指定管理者である(公財) 文化振興財団が行うことを、平成27年2月20日に決定し た。双方の指定管理における業務仕様書に管理区分につ いて明記する。またそれに伴い、業務仕様書を変更する。	B：措置済 ／決定済	平成27年2月26日に、今後の年度協定締結前 には必ず業務仕様書の内容を精査し、管理上曖昧 な部分については業務仕様書に記載することを決 定した。	生涯学 習課	平成27 年2月2 8日
24	社会 部	足助 支所	41	指摘	豊田市香嵐 溪施設	川見茶屋及び 足助村の指定 管理施設の転 貸について	川見茶屋及び足助村においては、指定管理者である公社が再委託先として他 の事業者を選定し、実際は他の事業者が管理・運営を実施している。 しかし、公社と再委託先である業者との間においては、業務委託契約ではな く、賃貸借契約が締結されていた。豊田市香嵐溪施設条例において、事業者 が香嵐溪施設を転貸してはならない旨の記載があり、上記の賃貸借契約につ いては、当該条例違反であった。 なお、平成26年度は、再委託先と市の直接的な契約となったため、当該問題 点は是正されている。	平成26年度からは、再委託先から直接申請されているため 当該問題は是正されている。	B：措置済 ／決定済	平成27年2月26日に、今後の指定管理業務に おいて、転貸しにあたる再委託がないか再委託承 認願の内容を複数の職員で確認することを決定し た。		平成27 年2月2 8日
25	社会 部	足助 支所	42	指摘	豊田市香嵐 溪施設	川見茶屋及び 足助村の賃借 料について	No.24の賃貸借契約において、公社へ再委託先から課税売上高の12.5%が賃借 料として支払われている。一方で、課税売上高の8%については公社から市へ 使用料として支払われることとなっている。 仮に、市が、川見茶屋について再委託先に指定管理をさせた場合、再委託先 の負担としては、公社の利益部分だけ軽減されるため、効率的かつ効果的に 施設管理を行うには公社を通さない直接的な契約によるべきである。 なお、平成26年度は、再委託先と市の直接的な契約となったため、当該問題 点は是正されている。	平成26年度からは、再委託先から直接申請されているため 当該問題は是正されている。	B：措置済 ／決定済	施設の運営に係る部分は、指定管理者が直接行 うことを原則とし、やむを得ず指定管理者以外の者 が運営を行う場合は、市に対し直接申請を提出し てもらうこととした。		平成27 年2月2 8日
26	社会 部	足助 支所	42	指摘	豊田市香嵐 溪施設	山里HDに対 する経営指導 料、経理・給 料計算業務委 託費について	平成26年度の指定管理料の積算において、公社から山里HDに対する経営指 導料及び経理・給料計算業務委託料については、全額、香嵐溪施設の管理上 発生する経費として計上されている。 公社の他の指定管理施設(豊田市百年草(老人デイサービスセンターを除 く。)及び城跡公園足助城)に対しても上記の経営指導料・給料計算業務委 託料を負担させて積算を実施すべきと考えられる。 (No.31、37、47も同様)	経営指導料及び経理・給料計算業務委託料について、豊田市 百年草(老人デイサービスセンターを除く。)及び城跡公園 足助城分を合わせて香嵐溪施設で負担していた。平成28年 度の年度協定から3施設の負担割合を設定し、整理する。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的に開催して 指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に 沿った対応がされているか否かの確認を行う。	地域支 援課 旭支所 稲武支 所 下山支 所	平成28 年2月2 9日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
27	社会 部	足助 支所	43～44	指摘	豊田市香嵐 溪施設	継続的収益使用事業と指定管理事業に係る経費・投資の按分	継続的収益使用事業については、事業経費及び投資についての負担関係及び負担割合について明確な規程がないため、継続的収益使用事業に負担させる経費項目及び負担割合について明確な規程を設けるように、是正する必要がある。 (No.32、40、48も同様)	事業者負担と市負担の統一的な基準を以下のとおり決定し、基本協定の中で明確にすることとした。 平成28年度から、継続的収益使用事業と指定管理事業に係る費用を分け、指定管理事業に係る経費のみを市が負担することとした。 ただし、投資的な経費（市が設置した既存設備や備品の更新及び修繕）については、市が負担することとした。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的に開催して指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に沿った対応がされているか否かの確認を行う。	地域支援課 旭支所 稲武支所 下山支所	平成28 年2月2 9日
28	社会 部	足助 支所	44～45	意見	豊田市香嵐 溪施設	継続的収益使用事業の対象事業について	継続的収益使用事業については、市が対象施設を決定し、継続的収益使用事業許可要綱にて対象施設を明記している。しかし、市が継続的収益使用事業の対象施設の選定を行う明確な基準がなく、選定資料についても存在しないため、選定した経緯や意図が客観的に判断できない状況である。 よって、今後対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。 (No.33、49も同様)	継続的収益使用事業対象施設の選定に係る選定理由及び経過を明確化し、資料を作成保存することを、平成27年2月6日に決定した。	B：措置済 ／決定済	今後は、対象施設の選定について基準に基づいた決裁を行い、複数の職員で内容を確認することを平成27年2月6日に決定した。	地域支援課 旭支所 稲武支所 下山支所	平成27 年2月2 8日
29	社会 部	足助 支所	45	指摘	豊田市香嵐 溪施設	備品の管理及び備品の廃却処理について	香嵐溪施設において、貸与備品の管理状況の確認を行ったところ、備品の棚卸しは実施されておらず、備品台帳への記載漏れ、備品シールの貼付漏れ、対象備品の特定困難等の状況が複数見受けられた。また、廃却予定資産の中には屋外に放置された資産も存在し、その廃却連絡が指定管理者から市へ適切に伝わっていなかった。 貸与資産の適切な管理を実施するため、年一度以上の棚卸しを実施するとともに、廃却においては指定管理者から市への連絡を適切に実施するべきである。 (No.34も同様)	平成26年9月に指定管理者に備品リストを渡し、棚卸しを行うように指示。平成27年2月25日に棚卸しの報告がなされている。	B：措置済 ／決定済	備品の確認結果についての報告義務を業務仕様書に記載するとともに、市職員も確認現場に立ち会うことを平成27年2月25日に決定した。		平成27 年2月2 8日
30	社会 部	足助 支所	45～46	指摘	豊田市香嵐 溪施設	収支報告書上の諸経費について	平成23年度から平成25年度までの香嵐溪施設に係る収支計算報告書の支出内容において、諸経費項目について実際の算定金額ではなく、概算額が計上されており、決算収支報告が適正になされていないと考えられる。 また、指定管理料の積算においても、適切な算定根拠のない金額が計上されていたと考えられるため、適正な収支報告及び算定根拠のある積算を実施すべきである。 なお、平成26年度の積算上は、このような概算経費の計上はなされていない。 (No.35も同様)	平成26年度から積算方法を改めた。	A：措置済 ／実施済	平成26年度から、指定管理料の積算における概算経費の計上は行っていない。		平成27 年2月2 8日
31	社会 部	足助 支所	49	指摘	豊田市百年 草	山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について	豊田市百年草（以下「百年草」という。）についても山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託費を負担させるべきと考えられる。 (No.26と同趣旨)	経営指導料及び経理・給料計算業務委託料について、香嵐溪施設で負担していた。平成28年度の年度協定から香嵐溪施設、豊田市百年草（老人デイサービスセンターを除く。）及び城跡公園足助城の3施設の負担割合を設定し、整理する。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的に開催して指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に沿った対応がされているか否かの確認を行う。	地域支援課 旭支所 稲武支所 下山支所	平成28 年2月2 9日
32	社会 部	足助 支所	49～50	指摘	豊田市百年 草	継続的収益使用事業と指定管理事業に係る経費・投資の按分	継続的収益使用事業に係る事業経費や投資についての負担割合等について明確化するべきである。 (No.27と同趣旨)	事業者負担と市負担の統一的な基準を以下のとおり決定し、基本協定の中で明確にすることとした。 平成28年度から、継続的収益使用事業と指定管理事業に係る費用を分け、指定管理事業に係る経費のみを市が負担することとした。 ただし、投資的な経費（市が設置した既存設備や備品の更新及び修繕）については、市が負担することとした。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的に開催して指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に沿った対応がされているか否かの確認を行う。	地域支援課 旭支所 稲武支所 下山支所	平成28 年2月2 9日
33	社会 部	足助 支所	50	意見	豊田市百年 草	継続的収益使用事業の対象事業について	対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。 (No.28と同趣旨)	継続的収益使用事業対象施設の選定に係る選定理由及び経過を明確化し、資料を作成保存することを、平成27年2月6日に決定した。	B：措置済 ／決定済	今後は、対象施設の選定について基準に基づいた決裁を行い、複数の職員で内容を確認することを平成27年2月6日に決定した。	地域支援課 旭支所 稲武支所 下山支所	平成27 年2月2 8日
34	社会 部	足助 支所	50	指摘	豊田市百年 草	備品の管理及び備品の除廃却処理について	市からの貸与備品について年一度以上の棚卸しを実施するとともに、廃却においては指定管理者から市への連絡を適切に実施されたい。 (No.29と同趣旨)	平成26年9月に指定管理者に備品リストを渡し、棚卸しを行うように指示。平成27年2月25日に棚卸しの報告がなされている。	B：措置済 ／決定済	備品の確認結果についての報告義務を業務仕様書に記載するとともに、市職員も確認現場に立ち会うことを平成27年2月26日に決定した。		平成27 年2月2 8日
35	社会 部	足助 支所	51	指摘	豊田市百年 草	収支報告書上の諸経費について	適正な収支報告及び算定根拠のある指定管理料の積算を実施されたい。 (No.30と同趣旨)	平成26年度から積算方法を改めた。	A：措置済 ／実施済	平成26年度から、指定管理料の積算における概算経費の計上は行っていない。		平成27 年2月2 8日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
36	社会 部	足助 支所	51	意見	豊田市百年 草	百年草における老人デイサービスセンターの所管課として管轄し、隣接している豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館については地域福祉課の管轄となっている。指定管理者は両施設ともに社会福祉法人豊田市社会福祉協議会が運営を行っており、地理的な近接及び管理業務の効率性・効果性を考慮した場合、管轄部署を統合した方が合理性を図れると考えられる。	百年草における老人デイサービスセンターについては、足助支所が所管課として管轄し、隣接している豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館については地域福祉課の管轄となっている。指定管理者は両施設ともに社会福祉法人豊田市社会福祉協議会が運営を行っており、地理的な近接及び管理業務の効率性・効果性を考慮した場合、管轄部署を統合した方が合理性を図れると考えられる。	平成27年2月26日に、管理部署の統合が可能かどうか指定管理の次回更新に合わせて検証していくことを決定した。	B：措置済 ／決定済	指定管理更新の際には、管理業務の効率性・効果性を考慮に入れて管轄部署を検討することを、平成27年2月26日に決定した。	地域福 祉課	平成27 年2月2 8日
37	社会 部	足助 支所	54	指摘	城跡公園足 助城	山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について	城跡公園足助城についても山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託費を負担させるべきと考えられる。 (No.26と同趣旨)	経営指導料及び経理・給料計算業務委託料について、香嵐溪施設で負担していた。平成28年度の年度協定から香嵐溪施設、豊田市百年草(老人デイサービスセンターを除く。)及び城跡公園足助城の3施設の負担割合を設定し、整理する。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的に開催して指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に沿った対応がされているか否かの確認を行う。	地域支 援課 旭支所 稲武支 所 下山支 所	平成28 年2月2 9日
38	社会 部	足助 支所	54～55	指摘	城跡公園足 助城	城跡公園足助城の実質的な管理状況について	城跡公園足助城については、指定管理者として公社が単独指名されているが、実質的な運営については公益社団法人豊田市シルバー人材センターに再委託(受付や施設管理、利用料金の徴収まで全て委託)している。利用許可行為(受付業務)は指定管理者だけに権限を与えているのであり、委託業者に取り扱わせるということまでは与えていないと考えられる。そのため、利用許可(受付業務)は公社が実施すべきである。	平成27年1月23日に、(株)三州足助公社に対し、是正に向けて調整するよう指示した。	B：措置済 ／決定済	平成27年4月1日から、三州足助公社の職員が受付業務を行うことを、平成27年2月20日に決定した。		平成27 年2月2 8日
39	社会 部	稲武 支所	58～59	意見	豊田市どん ぐりの里い なぶ	指定管理者の選定方法について	地域の公益性を含めた事業運営に配慮しつつ、指定管理者の選定方法については、原則である公募によることを検討されたい。 (No.17と同趣旨)	平成26～30年度の指定管理者の選定については、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、個々の施設実情に応じて最適な選定方法を検討している。	A：措置済 ／実施済	指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、個々の施設実情に応じて最適な選定方法を検討していく。	行政改 革推進 課 地域支 援課 旭支所	平成27 年2月2 8日
40	社会 部	稲武 支所	59～60	指摘	豊田市どん ぐりの里い なぶ	継続的収益使用事業と指定管理事業に係る投資・経費の按分	継続的収益使用事業に係る事業経費や投資についての負担割合等について明文化すべきである。 (No.27と同趣旨)	事業者負担と市負担の統一な基準を以下のとおり決定し、基本協定の中で明確にすることとした。 平成28年度から、継続的収益使用事業と指定管理事業に係る費用を分け、指定管理事業に係る経費のみを市が負担することとした。 ただし、投資的な経費(市が設置した既存設備や備品の更新及び修繕)については、市が負担することとした。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的に開催して指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に沿った対応がされているか否かの確認を行う。	地域支 援課 足助支 所 旭支所 下山支 所	平成28 年2月2 9日
41	社会 部	稲武 支所	60～61	意見	豊田市どん ぐりの里い なぶ	再委託業務の契約形態について	豊田市どんぐりの里いなぶにおける再委託業務についても、複数年による業務委託契約を締結し、単年契約に比べてより低額での落札や長期に渡る安定したサービスを受けることについて検討されたい。 (No.20と同趣旨)	指定管理者が管理運営業務の一部を再委託することについては、指定管理者が自らの経営ノウハウを活かして施設を管理運営する際の裁量の範囲内であるとする。そのため、再委託の契約形態についても、指定管理者が各施設の実情に応じて最適な契約形態を選択するべきであるという考えで指定管理者の再委託方法を確認していくことを、平成27年2月25日に決定した。	D：未措置 ／未実施決 定済	市は、指定管理者が管理業務の一部を再委託をする場合に、その契約形態については、ある程度指定管理者の裁量に委ねるが、その再委託先や業務範囲等を適時確認し、施設管理が適切に実施されているかどうかをチェックしていく。	行政改 革推進 課 地域支 援課 旭支所	平成27 年2月2 8日
42	社会 部	稲武 支所	61	指摘	豊田市どん ぐりの里い なぶ	行政財産の目的外使用について	どんぐりの湯においては、マッサージ機が2台と利用者のニーズによる自動販売機が9台設置されている。これらのマッサージ機及び自動販売機は行政財産の目的外使用に該当するが許可申請が行われていなかった。定期的に行政財産の目的外使用に当たる施設の利用がないかを確認し、行政財産の目的外使用に当たる場合には許可を得よう改善されたい。	平成26年4月1日までに許可済	B：措置済 ／決定済	毎年2月に行政財産の目的外使用に当たる施設の利用がないかどうかの照合を行うこととした。		平成27 年2月2 8日
43	社会 部	稲武 支所	64～65	意見	豊田市稲武 どんぐり工 房	利用料金制度の導入について	豊田市稲武どんぐり工房(以下「工房」という。)については、いなぶ観光協会が指定管理者として選定されている。工房では自然体験、農業体験、工芸体験及び味覚体験のプログラムが年間を通して実施されており、これらの体験活動を実施しているのは、稲武山里体験推進協議会である。稲武山里体験推進協議会は、いなぶ観光協会に事務局を置いており同一組織であることから、いなぶ観光協会と稲武山里体験推進協議会が一体となって、より魅力ある体験を企画するインセンティブを持たせる方策を検討する必要があると考える。そこで、一例ではあるが、次回の指定管理期間に向けて利用料金制度の導入を検討されたい。	現行の基本協定の有効期間が平成31年3月末までとなっており、この間に観光協会及び山里体験推進協議会の組織改正と利用料金制度の導入に向けた検討委員会を設け、協議を行うこととした。	B：措置済 ／決定済	指定管理者や関係団体と施設の管理運営内容について定期的に検証を行い、施設の有効活用を図っていくことを決定した。		平成28 年2月2 9日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
44	社会 部	稲武 支所	65	指摘	豊田市稲武 どんぐり工 房	減免申請の不 備について	平成25年度の許可申請書を閲覧した結果、同一の利用団体について同一の利用目的であるにもかかわらず、減免の適用があるものと減免の適用がないものが発見された。 どのような利用の場合に減免するかの判断が統一的に行われるよう、今後の減免の適用について再度基準を整理されたい。	平成27年度に、次の事項において見直し及び考察を実施する。 ・既存の減免団体一覧 ・団体の使用目的における減免対象の基準項目 ・申請時の窓口対応に係る職員研修の実施 ・定期的な申請書と減免適用との内容の検査	B：措置済 ／決定済	年度当初において職員研修を実施するとともに、毎月実施している事務連絡会で月単位の申請内容を確認する。		平成27 年2月2 8日
45	社会 部	稲武 支所	68	意見	豊田市農林 漁家高齢者 センター	アンケート結 果への対応に ついて	豊田市農林漁家高齢者センターでは、利用者にアンケートを記入してもらい、結果を集計している。平成23年度から平成25年度までのアンケート結果を閲覧した結果、「入口が分かりにくいので大きな看板を設置して欲しい」といった要望が複数見られた。 利用者の利便性を考慮し、アンケート結果を生かした対応を検討されたい。	平成27年度に、入口付近に分かりやすい案内板を設置することとした。	B：措置済 ／決定済	今後もアンケート結果を重視して、施設の改善を行い、利用者を増やしていく。		平成27 年2月2 8日
46	社会 部	稲武 支所	68	意見	豊田市農林 漁家高齢者 センター	炭窯の利用状 況について	豊田市農林漁家高齢者センターにおいては、附属設備として炭窯が設置されている。しかし、平成23年度から平成25年度までの炭窯の利用状況を確認したところ3年間で利用件数は1件のみであった。 一例ではあるが、炭作りの体験教室を企画することで利用の機会を高めることを検討されたい。	炭窯の状態を確認するために、今年度中に試験焼きを実施(3月中)し、平成27年度に体験教室を実施予定	B：措置済 ／決定済	炭窯の状態を把握して、状態が良ければ平成27年度に体験教室などを実施する。(窯の状態が悪ければ、使用できるように補修してから、体験教室などを実施する。)		平成27 年2月2 8日
47	社会 部	下山 支所	71~72	指摘	豊田市香恋 の里	山里HDに対 する経営指導 料、経理・給 料計算業務委 託費について	香恋の館のみではなく、手作り工房山遊里についても山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託費を負担させるべきと考えられる。 (No.26と同趣旨)	経営指導料及び経理・給料計算業務委託料について、香恋の館で山遊里分を併せて負担していた。平成28年度の年度協定から香恋の館及び山遊里の負担割合を設定し、整理する。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的で開催して指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に沿った対応がされているか否かの確認を行う。	地域支 援課 足助支 所 旭支所 稲武支 所	平成28 年2月2 9日
48	社会 部	下山 支所	72~74	指摘	豊田市香恋 の里	継続的収益使 用事業と指定 管理事業に係 る経費・投資 の按分	継続的収益使用事業に係る事業経費や投資についての負担割合等について明文化するべきである。 (No.27と同趣旨)	事業者負担と市負担の統一的な基準を以下のとおり決定し、基本協定の中で明確にすることとした。 平成28年度から、継続的収益使用事業と指定管理事業に係る費用を分け、指定管理事業に係る経費のみを市が負担することとした。 ただし、投資的な経費(市が設置した既存設備や備品の更新及び修繕)については、市が負担することとした。	B：措置済 ／決定済	地域支援課と各支所との会議を定期的で開催して指定管理料の積算方法の共有化を図り、基準に沿った対応がされているか否かの確認を行う。	地域支 援課 足助支 所 旭支所 稲武支 所	平成28 年2月2 9日
49	社会 部	下山 支所	74	意見	豊田市香恋 の里	継続的収益使 用事業の対象 事業について	対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。 (No.28と同趣旨)	平成27年1月27日に関係部署と協議・調整し、決定書を作成して複数の職員で内容を確認することを平成27年2月6日に決定した。	B：措置済 ／決定済	平成27年3月末までに継続的収益使用事業に係る選定理由及び経過を明確化し、資料を作成保存する。	地域支 援課 足助支 所 旭支所 稲武支 所	平成27 年2月2 8日
50	社会 部	下山 支所	74~75	意見	豊田市香恋 の里	備品管理につ いて	市からの貸与備品について、その管理状況を確認した結果、複数の備品シールの未貼付を発見した。 貸与備品について、備品シールを適切に貼付するとともに、備品シールには個別ID(登録番号)が付与されているので、棚卸しを実施する際には、数量のみではなく、各個別IDの照合も実施すべきと考えられる。 (No.52も同様)	平成27年1月29日に備品シールの貼付を実施した。	A：措置済 ／実施済	備品納入時に、複数の職員で備品シールの貼付を実施する。		平成27 年2月2 8日
51	社会 部	下山 支所	78	指摘	下山トレ ーニングセン ター	目的外使用料 の許可につ いて	受付窓口において、手売りの飲料水用の冷蔵ショーケースが設置されている。 自動販売機や売店の設置については、施設の目的外の使用であり、使用許可申請の受理及び目的外使用料の徴収が必要となるため、早急に対応すべきである。	平成27年3月中旬までに目的外使用料を徴収することを平成27年1月28日に決定した。	B：措置済 ／決定済	業務年間スケジュールに目的外使用料の徴収時期を明記し、今後は、他の目的外使用料と同様に年度当初に徴収することとした。		平成27 年2月2 8日
52	社会 部	下山 支所	78	意見	下山トレ ーニングセン ター	備品管理につ いて	貸与備品について、備品シールを適切に貼付するとともに、棚卸しを実施する際には、数量のみではなく、個別ID(登録番号)の照合も実施すべきと考えられる。 (No.50と同趣旨)	平成27年1月29日に備品シールの貼付を実施した。	A：措置済 ／実施済	備品納入時に、複数の職員で備品シールの貼付を実施する。		平成27 年2月2 8日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
53	社会 部	藤岡 支所	82~83	指摘	豊田市藤岡ふれあいの館	規則に定めのない料金の設定について	豊田市藤岡ふれあいの館(以下「ふれあいの館」という。)では、利用料金制度を導入し、利用料金の額は、豊田市藤岡ふれあいの館条例及び豊田市藤岡ふれあいの館管理規則(以下「ふれあいの館規則」という。)で定めている金額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て決定している。多目的ホールを個人で利用する場合、器具を利用するときには、ふれあいの館規則で定められた器具利用料金を加算することになっている。一方で、指定管理者が市の承認を得て決定している利用料金の中には、同規則に定めのない「その他器具」の料金がある。市は、指定管理者が作成、運用している利用料金表から、ふれあいの館規則にない「その他器具」の料金設定を削除するように依頼する必要がある。また、指定管理者が設定する利用料金を承認する際には、利用料金の区分が条例や規則に定めた区分と合致しているか確認する必要がある。	平成27年1月に、利用料金表(パンフレット)から「その他器具」の記載を削除した。	A:措置済 /実施済	施設利用料金を承認する際に、条例、規則及び利用料金表(パンフレット)等との照合を徹底する。		平成27 年2月2 8日
54	社会 部	藤岡 支所	83	指摘	豊田市藤岡ふれあいの館	収受する利用料金を判断する基準について	多目的ホールを利用する場合及び大会議室を利用する場合の料金については、入場料の有無及び営利目的等の有無の利用区分により、収受する料金が異なっている。これらの利用区分は、特に、営利又は宣伝を目的とする利用か否かなどにおいて、判断が難しい場面があることが考えられる。しかし、市では、これらの利用区分についての考え方や具体的な取扱いを定めた基準等を整備していないため、市として具体的な取扱基準等を整備し、指定管理者に提示する必要がある。また、市の定めた基準どおりに、指定管理者が利用料金を収受しているかどうかを確認することが必要である。	平成27年4月に利用区分取扱基準を作成することを、平成27年1月に決定した。	B:措置済 /決定済	類似施設の状況も参考に利用区分取扱基準を作成し、指定管理者に対し提示のうえ実施する。		平成27 年2月2 8日
								平成27年3月に利用申請団体からの徴収金額と利用実績を確認することを、平成27年1月に決定した。			実績報告書(月次)と利用申請書の定期的な照合を行い、徴収金額と利用実績を確認する。	平成27 年2月2 8日
55	社会 部	藤岡 支所	84	意見	豊田市藤岡ふれあいの館	自主事業における利用料金の減免について	市が定める減免基準は、豊田市藤岡ふれあいの館管理要綱に規定され、施設主催事業が減免対象となっている。施設主催事業とは、指定管理者がふれあいの館で行う指定管理業務以外の自主事業が該当し、自主事業を実施する場合の利用料金は減免され、市が全額補填することになる。自主事業は、事業参加者から参加料を徴収する事業の実施も可能であることから、全ての自主事業を減免対象とすることについては、見直しの余地がある。	自主事業を減免対象から除外するため、平成29年度の次期指定管理者選定時までに藤岡ふれあいの館管理要綱を改正することを、平成28年2月29日に決定した。	B:措置済 /決定済	平成30年度から指定管理者の月次報告書で自主事業の利用料金支払状況を確認することを、平成28年2月29日に決定した。		平成28 年2月2 9日
56	社会 部	藤岡 支所	85	指摘	豊田市藤岡ふれあいの館	自主事業実施基準の規定について	豊田市藤岡ふれあいの館の管理運営等に関する基本協定書(以下「ふれあいの館基本協定書」という。)の指定管理者自主事業実施基準(以下「自主事業実施基準」という。)には、指定管理者が自主事業を実施する場合の基準が明記され、自主事業で施設を使用する時間は、年当たり300時間、週当たり12時間を超えてはならないとされている。しかし、平成26年8月の自主事業実施時間を見ると、月に136時間の自主事業が実施され、週当たりでは12時間を超える週が4週となっていることから、実際には自主事業で施設を使用する時間は制限されていない。したがって、実際の運用として自主事業で施設を使用する時間に制限を設けないのであれば、基本協定書の自主事業実施基準の規定内容を見直す必要がある。	平成27年3月に基本協定書別記3「指定管理者自主事業実施基準」中、第6条(指定申請時の取扱い)を削除することを、平成27年1月に決定した。	B:措置済 /決定済	協定締結時には、協定書等の記載内容を複数の職員で確認し、内容を精査する。	行政改 革推進 課	平成27 年2月2 8日
57	社会 部	藤岡 支所	85~86	意見	豊田市藤岡ふれあいの館	公募する際の自主事業実施基準について	指定管理者を公募する際の募集要項では、自主事業で施設を使用する時間を制限しているが、実際の運用では制限していない。この取扱いには疑問が残る。今後は、ふれあいの館の利用状況等から、自主事業に時間制限が必要かどうかについて再検討するとともに、制限時間等について、指定管理者を公募する際の募集要項と実際の運用(基本協定書に明記することが必要である。)に整合性を持たせる必要がある。また、仮に公募時と実際の運用時で制限等が変更される可能性があるのであれば、その旨を募集要項に記載しておくことが考えられる。	利用状況及び施設稼働状況から、概ね年450時間とすることを平成29年2月10日に決定した。あわせて、平成29年3月末までに変更基本協定書を締結して自主事業実施基準を変更し、運用との整合性を持たせることを決定した。	B:措置済 /決定済	平成30年度の公募時点の募集要項では、変更後の自主事業実施基準を採用するとともに、公募時と運用時で制限が変更される可能性があることを明記することを、平成29年2月10日決定した。	行政改 革推進 課	平成29 年2月2 8日
58	社会 部	藤岡 支所	86	意見	豊田市藤岡ふれあいの館	自主事業実施の承認について	指定管理者が自主事業を行うに当たっては、市の承認が必要であるが、自主事業は、一般利用者の利用を制限しない範囲で、施設の有効活用に資するものが望まれる。自主事業の承認に当たっては、利用する施設等により利用料金が異なっていることや、プレイルーム等の無料施設もあるため、一般利用者の利用が制限されていないかどうか等を確認するとともに、当該自主事業の実施には、ふれあいの館のどの施設の利用が適当であるかについても検討の上、承認する必要がある。	指定管理者が新たに自主事業承認を申請する場合の施設一般利用者の利用状況等について、平成27年2月に確認した。なお、自主事業でどの施設(部屋)を使用するかについては、指定管理者の主体性を尊重し、その判断に委ねている。	A:措置済 /実施済	個別の承認申請時に加え、年度当初においても年間事業計画に基づき、一般利用者の利用が制限されていないかどうかを確認する。		平成27 年2月2 8日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
59	社会 部	藤岡 支所	86～87	指摘	豊田市藤岡 ふれあいの 館	貸与備品の一 覧表の更新に ついて	貸与備品の内容に異動があれば、その都度、貸与備品の一覧表を更新し、指 定管理者に提示する必要があるが、適時に更新がなされていなかった。 貸与備品の一覧表を常に最新の状態にしておく必要がある。	平成27年1月に、双方立会いの下で備品確認を行うとともに、更新した備品一覧表を指定管理者に提示した。	A：措置済 ／実施済	毎年度現地調査により備品一覧を更新し、備品の 適正管理を図る。		平成27 年2月2 8日
60	社会 部	藤岡 支所	87	指摘	豊田市藤岡 ふれあいの 館	図書の管理に ついて	ふれあいの館では、市の予算（指定管理料）で購入した図書をメディアコー ナーに配置し、利用者への貸出等を行っている。これらの図書については、 市の予算で購入したものであり、市が所有し、指定管理者に貸与している備 品等に該当するものと考えられる。 したがって、市所有の図書の一覧表を作成し、指定管理者に適切に管理させ る必要がある。	平成27年2月に、双方立会いの下で図書確認を行うとともに、市所有図書の 一覧表を作成し、指定管理者に提示した。	A：措置済 ／実施済	毎年度現地調査により図書一覧を更新し、図書の 適正管理を図る。		平成27 年2月2 8日
61	社会 部	藤岡 支所	87	指摘	豊田市藤岡 ふれあいの 館	使用しない備 品について	貸与備品の一覧表の中に、現在は使用されておらず、今後も使用する見込み のない備品があった。 使用の必要なくなった備品については、適切に廃棄処分等を行う必要がある。	平成27年4月に物品管理規則に定める不用決定の手続きを 行い、適切に廃棄処分を行うことを、平成27年2月に決定 した。	B：措置済 ／決定済	備品の利用状況を適切に把握し、備品管理を徹底 する。使用しない備品については適切に廃棄処分 を行う。		平成27 年2月2 8日
62	社会 部	藤岡 支所	87	指摘	豊田市藤岡 ふれあいの 館	前指定管理者 の備品につい て	ふれあいの館は、平成25年度までの指定管理者（以下「前指定管理者」とい う。）と平成26年度からの指定管理者が異なっているが、前指定管理者が所 有していた備品が、現在もふれあいの館に設置され使用されている。 これらの備品については、前指定管理者の意思を確認し、市に寄贈するの であれば、市として、豊田市物品管理規則に定める寄附受納による物品取得の 手続を行い、市の備品とするとともに、指定管理者への貸与備品の一覧表に 含めるべきである。 なお、これらの手続は、指定管理者が交替する際の引継時に行うべきであ った。	平成27年3月に物品管理規則に定める寄附受納の手続きを 行い、貸与備品の一覧表に記載することを、平成27年1月 に決定した。	B：措置済 ／決定済	毎年度現地調査により備品一覧を更新し、備品の 適正管理を図る。		平成27 年2月2 8日
63	社会 部	藤岡 支所	88	意見	豊田市藤岡 ふれあいの 館	指定管理期間 の満了後の取 扱いについて	ふれあいの館の管理運営業務の詳細については、ふれあいの館基本協定書の 豊田市藤岡ふれあいの館管理運営業務仕様書（以下「ふれあいの館仕様書」 という。）に定められている。 指定管理期間の満了後に、指定管理者が交替する可能性があるため、ふれあ いの館仕様書等において、指定管理期間の満了後の取扱いについて規定して おくことが望ましい。 (No.69も同様)	平成27年3月に基本協定書を変更し、業務の引継ぎに関す る条文を追加することを、平成27年1月に決定した。	B：措置済 ／決定済	行政改革推進課の通知に基づき、基本協定書に業 務の引継ぎに関する条文を追加し、詳細について は必要に応じて仕様書等で規定する。	行政改 革推進 課	平成27 年2月2 8日
64	社会 部	藤岡 支所	88	意見	豊田市藤岡 ふれあいの 館	修繕料の精算 について	豊田市藤岡ふれあいの館の管理運営等に関する年度協定書において、指定管 理料に含まれる修繕料については、剰余金が生じた場合には市に返還し、不 足する場合には市が補填する旨の規定がある。 一方で、ふれあいの館仕様書では、修繕料に剰余金が生じた場合には、市が 指示する方法で市に返還する旨の規定はあるが、修繕料が不足する場合の市 の補填方法についての規定がない。 よって、市の補填方法について、ふれあいの館仕様書等において明確にして おくことが望まれる。 (No.70も同様)	基本協定書には、「修繕料は年度協定書で定めるところによ り精算する」と記載があり、年度協定書には修繕料の返還と 補てんの記載がある。ふれあいの館仕様書は基本協定書の 一部であり、基本協定書及び年度協定書により精算方法は明確 であるため、対応しないことを平成27年2月に決定した。	D：未措置 ／未実施決 定済	次回（平成30年度）の指定管理者選定時におい て、協定書や仕様書等の記載内容を精査する予定		平成27 年2月2 8日
65	社会 部	藤岡 支所	89	意見	豊田市藤岡 ふれあいの 館	指定管理者の 交替に関する 影響について	ふれあいの館の指定管理者は、平成26年度からは、新たな指定管理者が施設 の管理運営業務を行っている。 指定管理者の交替に関する影響について、利用者アンケート等で利用者の声 を聴いておくことも重要であると考え。 (No.73も同様)	平成26年11月～12月に、利用者アンケートを実施済	A：措置済 ／実施済	毎年度利用者アンケートを実施し、利用者の声 を管理運営に活かしていく。	行政改 革推進 課	平成27 年2月2 8日
66	社会 部	藤岡 支所	89～90	意見	豊田市藤岡 ふれあいの 館	指定管理料の 積算について	ふれあいの館における平成26年度の指定管理料は、平成25年度と比べて4,159 千円減額となっている。 この減額の要因については、おおむね人件費の影響だと判断できる。 ふれあいの館における指定管理者の職員の配置に関しては、平成26年度の実 際の運用に関しても市が求めている要求水準を達成している。 つまり、指定管理者の交替により、現時点までにおいては、サービス内容は 一定水準を維持（場合によっては向上）したまま、指定管理料の減額という 効果をもたらしており、指定管理者制度の意義にかなうものであるという評 価ができる。 なお、次回の指定管理者の選定に際しては、平成26年度以降の実績値を勘案 して決定することが必要である。	既に実績値を反映させて指定管理料を積算しており、収支計 画参考資料（前年の決算額）を公募時に提示している。	A：措置済 ／実施済	次回の指定管理者の選定時も同様に対応してい く。	行政改 革推進 課	平成27 年2月2 8日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
67	社会 部	藤岡 支所	94～95	意見	豊田市藤岡 体育セン ター他3施 設	土曜日、日曜 日及び休日の 利用料金につ いて	豊田市藤岡体育センター他3施設（以下「藤岡体育施設」という。）では、平成26年度から利用料金制度を導入し、利用料金の額は、豊田市体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）で定めている金額の範囲内において、指定管理者が、市の承認を得て決定している。 また、体育施設条例では、体育館及びテニスコートの利用料金について、土曜日、日曜日及び休日に利用する場合（以下「休日利用」という。）は、利用料金に2分の1の額を加算することとなっているが、藤岡体育施設の豊田市藤岡体育センター（以下「藤岡体育センター」という。）及び豊田市藤岡テニスコート（以下「藤岡テニスコート」という。）については、この加算をしないことになっている。 しかし、藤岡体育センター及び藤岡テニスコートについてのみ、他の豊田市内の体育施設と休日利用の料金が異なることに関して、合理的な理由を見出すことはできない。 藤岡体育センター及び藤岡テニスコートの体育施設条例上の休日利用の料金について再検討することが望まれる。	財政課・スポーツ課と協議した。現在の状況は合併時の使用料設定方針に則したものであり、現時点で土日割増はしないことを、平成28年8月9日に決定した。	D：未措置 ／未実施決 定済	財政課・スポーツ課と協議した。現在の状況は合併時の使用料設定方針に則したものであり、現時点で土日割増はしないことを、平成28年8月9日に決定した。		平成29 年2月2 8日
68	社会 部	藤岡 支所	95	指摘	豊田市藤岡 体育セン ター他3施 設	利用料金の減 免に関する年 度協定書の規 定について	市が定めた利用料金の減免制度により、指定管理者が利用料金を減免した場合には、年度協定書で定めるところにより、減免した利用料金を市が補填することとなっている。 しかし、年度協定書において、減免した利用料金の補填に関する規定がない。 基本協定書に記載があることから、年度協定書に減免した利用料金の補填に関する規定を設ける必要がある。	平成27年3月に平成27年度の年度協定書に減免した利用料金の補てんに関する規定を設けることを、平成27年1月に決定した。	B：措置済 ／決定済	協議書等の記載内容を複数の職員で確認し、不明確な表現等がないように徹底する。	行政改 革推進 課	平成27 年2月2 8日
69	社会 部	藤岡 支所	95	意見	豊田市藤岡 体育セン ター他3施 設	指定管理期間 の満了後の取 扱いについて	指定管理期間の満了後に、指定管理者が交替する可能性があるため、管理運営業務仕様書等において、指定管理期間の満了後の取扱いについて規定しておくことが望ましい。 (No.63と同趣旨)	平成27年3月に基本協定書を変更し業務の引継ぎに関する規定を設けることを、平成27年1月に決定した。	B：措置済 ／決定済	行政改革推進課の通知に基づき、基本協定書に業務の引継ぎに関する条文を追加し、詳細については必要に応じて仕様書等で記載する。	行政改 革推進 課	平成27 年2月2 8日
70	社会 部	藤岡 支所	96	意見	豊田市藤岡 体育セン ター他3施 設	修繕料の精算 について	藤岡体育施設仕様書等において、修繕料の精算方法について明確にしておくことが望まれる。 (No.64と同趣旨)	基本協定書には、「修繕料は年度協定書で定めるところにより精算する」と記載があり、年度協定書には修繕料の返還と補てんの記載がある。藤岡体育施設仕様書等は基本協定書の一部であり、基本協定書及び年度協定書により精算方法は明確であるため、対応しないことを平成27年2月に決定した。	D：未措置 ／未実施決 定済	次回（平成30年度）の指定管理者選定時において、協定書や仕様書等の記載内容を精査する予定	行政改 革推進 課	平成27 年2月2 8日
71	社会 部	藤岡 支所	96	意見	豊田市藤岡 体育セン ター他3施 設	豊田市スポ ーツ施設利用 システムにつ いて	豊田市スポーツ施設利用システム（以下「T.O.S.S」という。）とは、インターネットを利用してスポーツ施設の空き状況の確認及び予約ができるシステムであり、市の多くのスポーツ施設において利用が可能である。 藤岡体育施設のうち、藤岡体育センター及び藤岡テニスコートは、T.O.S.Sの利用ができる施設となっているが、豊田市藤岡運動広場（以下「藤岡運動広場」という。）及び豊田市藤岡総合グラウンド野球場（以下「藤岡総合グラウンド」という。）は、T.O.S.Sの利用ができる施設とはなっていない。 利用者の利便性の向上や利用者数の増加を図るため、藤岡運動広場及び藤岡総合グラウンドにおいても、T.O.S.Sが利用できるように検討することが望ましい。	平成28年4月1日から藤岡総合グラウンド野球場及び藤岡運動広場にT.O.S.Sを導入することを、平成27年9月10日に決定した。	A：措置済 ／実施済	平成29年4月にT.O.S.S導入後の利用状況や利用実績を振り返り、指定管理者と更なる利用向上策について検討する。		平成28 年2月2 9日
72	地域 振興 部	藤岡 支所	96	意見	豊田市藤岡 体育セン ター他3施 設	藤岡総合グラ ウンドの夜間 照明設備につ いて	藤岡総合グラウンドの夜間照明設備については、平成25年度の利用は1件のみであった。 今後も維持するとした場合には、利用者を増加させる方策が必要であり、その一つが前述したT.O.S.Sの利用である。また利用料金を減額することにより、利用者が増加するか否かの検討も必要であると考ええる。	平成28年4月1日にT.O.S.Sを導入し、今後も指定管理者とともに利用者増に向けてPRしていくことを平成29年2月15日に決定した。 平成29年8月に、T.O.S.S導入から1年間の利用状況や利用実績を確認し、指定管理者と施設利用に向けたPRなど更なる利用向上策について検討した。	A：措置済 ／実施済	平成28年4月1日にT.O.S.S導入済。 平成29年8月に支所だよりによる体育施設利用に向けたPRを行うことを決定。平成29年9月号のふじおか支所だよりでPRを行った（また、藤岡総合グラウンドの夜間照明設備の平成29年度（1月末時点）の利用が7件あった）。今後も支所だよりによる啓発を毎年行っていく予定。 財政課による使用料・利用料金の見直し、またはスポーツ課から市全体としての方針が示された時に検討することとし、現時点では利用料金の減額措置を講じないことを、平成29年2月15日に決定した。		平成30 年2月2 8日
73	社会 部	藤岡 支所	96～97	意見	豊田市藤岡 体育セン ター他3施 設	指定管理者の 交替に関する 影響について	指定管理者の交替に関する影響について、利用者アンケート等で利用者の声を聴いておくことも必要であると考ええる。 (No.65と同趣旨)	平成26年1月～12月に、利用者アンケートを実施済	A：措置済 ／実施済	毎年度利用者アンケートを実施し、利用者の声を管理運営に活かしていく。		平成27 年2月2 8日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
74	社会部	藤岡支所	101	指摘	豊田市石畳ふれあい広場	使用料の減免手続きについて	豊田市石畳ふれあい広場において、市による承認の手続きを経ずに、石畳体育館の使用料が減免されていた。使用料の減免には、市の承認が必要であり、市による承認の手続きを経て減免が行われるよう、業務の見直しが必要である。	平成27年4月から市が減免を承認するよう事務手続きの見直しを行うことを、平成27年1月に決定した。	B：措置済 ／決定済	団体からの利用申請受付後、減免承認の内部決裁を行う。その後、申請団体に対し減免を認めることとする。		平成27年2月28日
75	社会部	藤岡支所	101	意見	豊田市石畳ふれあい広場	使用料徴収の市による確認について	使用料の徴収については、指定管理者に委託されている。指定管理者は、毎月、使用料の徴収金額と利用実績を市に報告するとともに、市に徴収金額を納付している。徴収金額の報告と利用実績の報告は別々の書式で行われ、両者を明確に関連付けることはできない。つまり、利用者から適正な使用料を徴収しているかどうかの確認ができない状態である。そこで、両者の書式に利用許可番号を記載するなどして、徴収金額と利用実績の関連を明確にすることが考えられる。使用料は市の歳入であり、その徴収を指定管理者に委託しているとしても、徴収金額について、市による確認の手続きが必要である。	平成27年4月から、利用申請団体からの徴収金額と利用実績を確認することを、平成27年1月に決定した。	B：措置済 ／決定済	使用料徴収簿を作成済 指定管理者は、申請時に使用料徴収簿へ団体名、利用予定日、徴収額などを記入し、支所は、毎月月初に使用料徴集簿に記載されている徴収額と利用実績の確認を行う。		平成27年2月28日
76	社会部	藤岡支所	101	指摘	豊田市石畳ふれあい広場	備品シールの貼付について	市から指定管理者への貸与備品を確認したところ、市の備品シールが貼付されていないものがあつた。市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるために、市の備品シールの貼付が必要である。	平成26年10月に備品シールを貼付済	A：措置済 ／実施済	購入備品納入時に、市職員が備品の納入確認と備品台帳への記載、シールの貼付を行うことを徹底する。		平成27年2月28日
77	地域振興部	藤岡支所	104～106	意見	豊田市藤岡山村広場	豊田市藤岡山村広場の今後の在り方について	豊田市藤岡山村広場（以下「藤岡山村広場」という。）は、体育施設条例で設置が規定されているが、T O S Sの利用ができないこと等から、一般に広く認知がされておらず、ほぼ地元住民の利用に限定されていると考えられる。藤岡山村広場は、公の施設であり、より多くの住民に利用されるような方策の検討が必要である。また、指定管理者は、隣接する豊田市石畳ふれあい広場と同じ地元団体となっているが、藤岡山村広場は、体育施設であり、藤岡体育センター等の藤岡体育施設と同様に施設管理を専門とする業者を選定することも考えられる。藤岡山村広場の在り方については、上記の利用向上策も含めて、今後の利用状況の推移や、現在の施設利用者、地元住民、地元団体等の意向を踏まえて検討していくことが必要である。	平成28年4月1日にT O S Sを導入し、今後も指定管理者とともに利用者増に向けてP Rしていくことを平成29年2月15日に決定した。 平成29年8月に、T O S S導入から1年間の利用状況や利用実績を確認し、指定管理者と施設利用に向けたP Rなど更なる利用向上策について検討した。 藤岡山村広場は施設管理を専門とする業者でなくても指定管理は可能であり、また隣接する石畳ふれあい広場と一帯で様々な事業が行われていることから、石畳ふれあい広場と一体的に、同じ地元団体が今後も維持管理することが最もふさわしいと平成29年2月15日に決定した。	A：措置済 ／実施済	平成28年4月1日にT O S S導入済。 平成29年8月に支所だよりによる体育施設利用に向けたP Rを行うことを決定。平成29年9月号のふじおか支所だよりでP Rを行った。今後も支所だよりによる啓発を毎年行っていく予定。 石畳ふれあい広場と一体的に、同じ地元団体が今後も維持管理することが最もふさわしいと判断した。 藤岡山村広場の在り方について検討を行い、現状のままとした。		平成30年2月28日
78	社会部	藤岡支所	106	指摘	豊田市藤岡山村広場	自主事業の実施について	指定管理者は、夏祭りや餅つき大会等に藤岡山村広場を利用しているが、これは指定管理者が行う自主事業であると考えられる。しかし、指定管理者からの事業計画書や業務報告書には、自主事業に関する記載がない。したがって、指定管理者からの事業計画書や業務報告書に、自主事業に関する記載を求める必要がある。	平成27年1月に実施した「餅つき大会」から自主事業として平成26年度事業計画書の追加修正を行った。	A：措置済 ／実施済	毎年度の事業計画書作成段階において指定管理者に聴き取りを行い、次年度の事業の事業計画書及び実績報告書への記載漏れを防止する。		平成27年2月28日
79	社会部	生涯学習課	110	意見	豊田地域文化広場	指定管理業務の内容把握について	平成25年度の指定管理料は、指定管理者が策定した事業計画書の積算資料を確認した上で決定されている。その妥当性の検証については、施設の管理運営に関する実績一覧表を活用し、金額の大きな項目についての根拠資料の確認等を行うべきであるが、その検証が十分にされていないことから、今後は書類の根拠自体の妥当性の検討を行うことが必要である。	平成27年5月1日に平成27年度の事業計画書及び収支計画書並びに平成26年度の決算書の内容を検証したところ、書類の妥当性が確認できた。	A：措置済 ／実施済	平成27年度以降も書類の妥当性を検証し、不十分であれば根拠資料等の提出を求めていく。		平成28年2月29日
80	社会部	生涯学習課	110	指摘	豊田地域文化広場	管理運営体制の確認について	豊田地域文化広場にはプールがあるが、この管理には一定の資格が必要とされる。しかし、プール監視の人員が実際に有資格者であったかどうかの確認がされておらず、資格の有無が不明確となっている。指定管理業務の実施に当たって必要な資格を再確認の上、毎年度継続して有資格者による管理が行われていることを確認する必要があると考える。	平成26年12月22日に、必要な資格の有資格者証書を確認済。平成27年1月30日に施設へ出向き、抜き打ちで有資格者の有無を調査したところ、責任者、監視員ともに有資格者証書を掲示又は持参していることを確認した。	A：措置済 ／実施済	平成26年度以降、毎年度当初に有資格者証等を確認する。その後は、定例会や施設訪問時等を利用し、随時現場人員の確認を行う。		平成27年2月28日
81	社会部	生涯学習課	110～111	意見	豊田地域文化広場	プール利用料金の管理方法について	プールの営業時間中の現金管理を一人で行っている。プールの利用料金は、利用料金制のため市の収入となるものではないが、内部管理体制が弱い状態を放置しておくことは好ましいことではない。他の市町村のプールにおいては自動券売機の設置も行われているところであり、現金事故の発生を防ぐような仕組み作りを要請する必要があると考えられる。	平成27年2月1日に、現金事故や不正が起らないよう施設管理者が監視カメラ（ウェブカメラ）を設置、定期的に静止画の撮影をし、保存及び確認することとした。	A：措置済 ／実施済	平成26年度以降も、監視カメラ（ウェブカメラ）で静止画または動画を撮影し、保存及び確認をすることで不正等を防止する。また、職場研修等により職員の資質と倫理の向上を要請する。		平成27年2月28日
82	社会部	生涯学習課	111	意見	豊田地域文化広場	今後の茶室の在り方について	豊田地域文化広場の中には茶室があるが、その利用率は豊田地域文化広場の他の施設に比べ低いものとなっている。当面は、茶室の利用率を向上させるための継続的な努力が必要であるが、施設が老朽化し大規模修繕や建替等の時期になった場合は、施設自体の存廃を含めた検討が必要であると考えられる。	平成25年度から、利用率向上のため、お茶以外の利用が可能であることを幅広くP Rし、書道や美容などで利用している。施設の存廃については、現段階では茶室は必要であると考えているが、大規模改修の時期において、他の施設とのバランス等を踏まえ、再検討する。	A：措置済 ／実施済	平成26年度以降、利用率の低い施設があれば、自主事業での新たな施設活用策の検討を働きかけるなど施設の利用率を高めていく。		平成27年2月28日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
83	社会部	生涯学習課	114	意見	豊田市生涯学習センター27交流館	利用統計について	利用統計については、年度ごとの利用者数が集計されているが、この利用者の中に、選挙に関係した利用人員が含まれていた。利用の効率性に関する資料として活用する場合は、このような一時的な利用者数の変動は別途考慮するべきであろうと考える。	平成26年度統計から選挙に関わる利用人員を抜くこととした。	A：措置済／実施済	Iの「処理内容」の対応を行ったため、再発する恐れはない。		平成27年2月28日
84	社会部	生涯学習課	114～115	意見	豊田市生涯学習センター27交流館	今後の指定管理の在り方について	指定管理者制度の意義に沿う形で公募を検討する必要があると考える。仮に、現在の状態を続け単独指名にする場合にも、その内容の適切性を判断するために市内部での判断だけではなく、第三者の意見を取り入れて客観的な視点を踏まえた上で最終判断を行う必要があると考えられる。	平成25年度に、平成26～30年度の指定管理者の選定について、競争原理によるサービスの向上や経費削減という公募の利点を視野にいれつつ、個々の施設の実情に応じて最適な選定を行った。	A：措置済／実施済	次期指定管理者の選定については、更新時期(平成30年度)において、競争原理によるサービスの向上や経費削減という公募の利点を注視しながら、個々の施設の実情に応じて最適な選定方法を検討していく。第三者の意見の取り入れについては、全庁的な取組として対応していく。		平成27年2月28日
85	社会部	生涯学習課	115	意見	豊田市生涯学習センター27交流館	文書等の管理について	藤岡交流館は、合併により豊田市の交流館となった施設である。現地実査においては、書庫の中に一部未整理のまま旧藤岡町から引き継がれた文書等が保管されているのが確認された。また、備品の中には旧藤岡町の管理用シールが貼られたままとなっているものがあつた。市町村合併によって新たに交流館となった施設については、上記のような事例が存在する可能性があるため、再確認を行い、問題事項があれば是正しておく必要があると考えられる。	平成26年10月に、旧藤岡町文書については対応済。シールについては、量が膨大のため、更新のタイミングで現在の市備品シールに貼り換えている。新たに交流館となったその他施設についても再確認を行わせ、旧町村文書について不都合がないことを確認した。シールについては同様の対応をしている。	D：未措置／未実施決定済	Iの「処理内容」の対応を行ったため、再発する恐れはない。		平成27年2月28日
86	産業部	ものづくり産業振興課	119～120	意見	豊田市民山の家リゾート安曇野	リゾート安曇野の新規利用者について	豊田市民山の家リゾート安曇野(以下「リゾート安曇野」という。)では、利用者アンケートを実施している。アンケート集計からリピート率を推定計算すると75%～82%と高い比率にある。一方で、初めてと回答した利用者の比率は、過去3年間18%前後であつて変化がなく、利用者が新規に増加しているとはいえない。そこで、当施設の利用者に対して、初めての人に薦めたいかどうか、初めての人に薦めたくないとする場合その理由は何かなどを別途調査し、情報収集に努めることが重要である。	通常の利用者アンケートとは別に、毎年8月に施設利用者に対して調査を実施することを、平成27年2月に決定した。	B：措置済／決定済	毎年8月に調査を行って情報収集に努めるとともに、その結果をもとに新規利用者の獲得に向けた新たな事業等を検討していくことを、平成27年2月に決定した。		平成27年2月28日
87	産業部	ものづくり産業振興課	120～121	意見	豊田市民山の家リゾート安曇野	食事料金収入について	リゾート安曇野では、食事料金の収入については指定管理者の事業収入としている。しかし、豊田市民山の家条例において、食事料金についての定めはなかった。これは推測するに、私法上の契約に基づく実費徴収という考え方であり、条例に規定する必要はないものとの判断であろうが、食事料金の収受についての考え方については一度整理することが必要である。(No.92も同様)	指定管理施設での飲食代金は、私法上の契約に基づく実費徴収と解されるため、その旨を平成28年1月27日付けで内部決定した。	A：措置済／実施済	食堂業務から生じる収入は、引き続き、協定締結書(管理運営仕様書)の中で明示していく。	行政改革推進課	平成28年2月29日
88	産業部	ものづくり産業振興課	121～122	意見	豊田市民山の家リゾート安曇野	リゾート安曇野の食事料金の設定について	利用者アンケートに「食事について」の項目がある。量・品数について、「多い」、「やや多い」、「普通」、「やや少ない」及び「少ない」の5つから回答することになっているが、これらの選択肢では、物理的な量に対する評価は把握できても、利用者の満足度を適切に把握することはできないため、回答の選択肢を見直し、利用者の満足度の適切な把握に努めるべきである。また、夕食については、利用者層にあつたコースを追加することや、料金を維持して材料の質を上げたり、あるいは、品数の減少に見合った料金の設定を再検討する等の工夫がさらに必要になると考える。	平成27年7月から食事コースを価格・品数・グレードの異なる3コースに増加するとともに、利用者アンケートに食事の量・品数への満足度に関する設問を追加することを、平成27年2月に決定した。	B：措置済／決定済	食事に関する利用者の満足度の把握に努め、必要に応じて食事内容等の見直しを検討していくことを、平成27年2月に決定した。		平成27年2月28日
89	産業部	ものづくり産業振興課	123	指摘	豊田市民山の家リゾート安曇野	固定資産の管理について	リゾート安曇野の館内において、展示されている絵画を物品出納簿から現物に、現物から物品出納簿にと、いくつか当たってみた結果、物品出納簿にあつた作品ではなく、現物としては同一作者の別の絵が掛かつていた。所管課担当者が現場に行つたときには、金額が5万円以下のために物品出納簿に記載のない絵画も含め、所管課が保管している絵画台帳と展示している絵画全てを照合されたい。	物品出納簿に記載される保管場所が誤つていた作品については、平成27年2月に正しい内容に修正した。また、絵画の照合については、平成27年3月に指定管理者が絵画台帳に基づいてすべての絵画の実査を行つて、市に報告書を提出することを、平成27年2月に決定した。	B：措置済／決定済	毎年度、指定管理者が絵画台帳に基づいてすべての絵画の実査を行い、市に報告書を提出し、その報告書に基づき市職員が実施する現地確認の際に、保管場所に変更等が生じた絵画について確認をしていくことを、平成27年2月に決定した。		平成27年2月28日
90	産業部	ものづくり産業振興課	123	意見	豊田市民山の家リゾート安曇野	指定管理者の利用料金収入の検査について	宿泊料等の利用料金収入に関しては、現在、指定管理者の報告を受けているだけで、利用料金収入の数字の具体的なチェックは実施されていない。所管課として、月ごとの利用料金収入の件数及び合計金額の明細を指定管理者から入手して、例えば、月次の宿泊者数の合計のチェックや減免対象者数のチェック等を実施して、指定管理者の利用料金収入の報告の信ぴょう性を確保することを検討されたい。	平成27年度から市職員が実施する現地確認の際に、指定管理者の報告書をもとに宿泊者数や減免対象者数等を確認することを、平成27年2月に決定した。	B：措置済／決定済	毎年度、市職員が実施する現地確認の際に確認することを、平成27年2月に決定した。		平成27年2月28日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果(要約)	I「処理」内容	II「措置」状況	III「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV調整課	最終回答基準日
91	産業部	ものづくり産業振興課	127	意見	豊田高等職業訓練校	豊田高等職業訓練校の実績について	過去3年間の豊田高等職業訓練校の授業実績から、左官科については受講生が減少しているため、今後の募集に努力していただきたい。 例えば、内装デザイン、電気工事等の建築に関係する他の分野にも視野を広げて学科の編成を検討するほか、他の近隣市との連携によりどちらかの自治体に学科を集約する等の検討も必要であると思われる。	受講生の募集については、豊田職業訓練協会が行う募集活動に協力している。 また、学科の編成については、平成27年度に、職業訓練の認定要件や近隣市の実施状況等を把握した上で豊田職業訓練協会と協議することを、平成27年2月に決定した。	B：措置済／決定済	受講生の募集については、今後も豊田職業訓練協会が行う募集活動に協力していく。 また、学科の編成については、豊田職業訓練協会との協議結果を踏まえて対応していくことを、平成27年2月に決定した。		平成27年2月28日
92	子ども部	次世代育成課	131～132	意見	豊田市総合野外センター	食堂業務の料金収入について	食事料金の収受についての考え方については一度整理しておく必要がある。 (No.87と同趣旨)	指定管理施設での飲食代金は、私法上の契約に基づく実費徴収と解されるため、その旨を平成28年1月27日付けで内部決定した。	A：措置済／実施済	食堂業務から生じる収入は、引き続き、協定締結書(管理運営仕様書)の中で明示していく。	行政改革推進課 ものづくり	平成28年2月29日
93	子ども部	次世代育成課	132～133	意見	豊田市総合野外センター	食堂の利用料金の金額の見直しについて	豊田市総合野外センター(以下「総合野外センター」という。)は教育施設として位置付けられているため、食堂の利用料金は、市の学校給食料金の水準を参考に設定されている。また、平成6年以降、変更されていない。 消費税率の増加もあり、食堂の利用料金も再検討すべき時期に来ていると思われる。	平成29年8月1日に費用負担と料金設定の基本的な考え方及び料金改定について決定した。費用負担は学校給食に準じて、光熱水費や施設整備、人件費等を市の負担とし、利用者に対して食材料費の負担を求める。料金設定は、学校給食を参考に標準的な献立を設定し、食材料費の変動に対応できるよう、原価率を概ね85%以上とする。料金の改定については、平成29年7月時点での原価率を確認したところ、概ね85%以上となっていることから、改定は行わない。	A：措置済／実施済	平成29年8月1日以降に、献立の内容を大幅に見直す場合、市と指定管理者で協議し料金を決定する。また、食材料費の価格が著しく変動した時は、献立の見直しを市と指定管理者で協議する。なお、献立の見直しで対応できない時は、料金改定について市と指定管理者で協議する。	保健給食課	平成30年2月28日
94	子ども部	次世代育成課	133	意見	豊田市総合野外センター	利用アンケート結果の集計について	次世代育成課では、総合野外センターの利用者に対して毎年アンケートを実施し、アンケート結果を集計している。 しかし、利用学校園数の全てから回収できているわけではない。 宿泊を基本としていて引率指導者にアンケート結果を記載してもらう時間はあるものと推定され、利用されたユーザー全てからアンケートを回収できるように努力されたい。	平成27年度からは、利用した学校及び子ども園すべてに対して利用者アンケートを実施することを、平成27年2月27日に決定した。	B：措置済／決定済	利用した学校及び子ども園すべてに利用者アンケートを実施し、回収に努める。		平成27年2月28日
95	市民福祉部	総務課	136	指摘	豊田山下山保健福祉センターまどいの丘	商業利用者に対する使用料の設定について	豊田山下山保健福祉センターまどいの丘では、商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合の使用料を通常の使用料の3倍とすることが条例で定められているが、豊田市小原福祉センターふくしの里、豊田市藤岡福祉センターふじのさとの条例にはこのような定めはない。これら3つの施設は、社会福祉の増進を目的とした同様の施設であると考えられるため、当該取扱いを統一すべきである。	合併協議会は「使用料は、原則として当面現行のとおりとする」との方針を決定しており、現時点で見直しが必要な情勢の変化がないため、統一はせず、現行どおりと判断した。	D：未措置／未実施決定済	合併協議会は「使用料は、原則として当面現行のとおりとする」との方針を決定しており、現時点で見直しが必要な情勢の変化がないため、統一はせず、現行どおりと判断した。	地域福祉課、百年草へ利用実態の確認	平成29年2月28日
96	福祉部	高齢福祉課	140～142	意見	豊田市温浴施設じゅわ	温浴施設事業の民営化について	当初は株式会社豊田ほっとかんだ民間の事業として開始した温浴施設事業、デイサービス事業及び老人ホーム事業のうち、温浴施設事業の赤字が続き事業の継続が危ぶまれたため、株式会社豊田ほっとかんの所有資産のうち温浴施設に関するものを市が無償で借り受け、温浴施設の管理運営を指定管理事業としたという経緯がある。 なお、当該施設の指定管理料は、施設の管理運営に必要な支出項目を精査した上で、その同額を指定管理料としていることから、当初民間事業として開始された温浴施設事業の損失補填の性質を有するものと考えられる。 当初、上記事業の複合施設として発足した経緯を鑑みると、温浴施設のみを公の施設として管理するのは不合理と考えられるため、温浴施設を将来的には民間事業へ戻すことを検討する必要がある。	意見を踏まえ、豊田市温浴施設「じゅわじゅわ」の方向性について多角的に検討し、存続の是非も含めて指定管理者(株式会社豊田ほっとかんだ)と協議を行った。 また、令和2年度からの次期指定管理委託に際し、事業の継続について検討した結果、温泉を使った高齢者の健康増進施設として、現在も一定の役割を果たしており、今後の超高齢社会への対応に向けて、さらに重要な役割を果たす施設であるとの結論に達した。さらに、民間では採算性に問題があり、継続的な事業運営が難しいため、引き続き、福祉的な見地から市の事業として施設を活用することとした。 加えて収支の改善のため、利用者の拡大と経費の削減努力は、不可欠であることから、次年度から利用料金制を導入するべく、条例の改正を令和元年6月市議会定例会に上程し、議決を受け、令和2年4月から利用料金制を導入することになった。	A：措置済／実施済			令和元年6月30日
97	福祉部	高齢福祉課	142	意見	豊田市温浴施設じゅわ	利用料金制度の導入について	現在、温浴施設の事業の使用料は、市の歳入となる。 指定管理料は、使用料の見直しや効率的運営を可能な限り促進することで減少させていくことが望ましいため、指定管理者の経営努力を促すために利用料金制度の導入についても検討することが望ましいと考える。	意見を踏まえ、指定管理期間(5年)の満了(令和2年3月末)に合わせ、利用料金制の導入を行うこととし、必要な条例改正(「豊田市温浴施設条例」)を令和元年6月議会に上程した。(令和元年6月24日議決)	A：措置済／実施済			令和元年6月30日
98	市民福祉部	地域福祉課	142～143	指摘	豊田市温浴施設じゅわ	物品販売に係る収益について	温浴施設の受付スペースにおいて、入浴関連商品の販売を行っているが、これらの収入については、指定管理事業に含まれていない。 温浴施設に関連して得ることのできる収入は自主事業として申請し、指定管理料の算定に反映させるべきである。	平成27年度から、物販を実施する場合は自主事業として整理し、指定管理者に対し、自主事業承認依頼書の提出を求めたこととした。 余剰金の指定管理料への反映は、指定管理事業となった経緯はあるものの、あくまで自主事業であるので市から強制的に行わせることはしない。 一方で、物販に係る人件費は、平成26年度までは指定管理料から支払っていたが、自主事業として整理することに伴って指定管理料の算定から差し引くこととした。	B：措置済／決定済	平成27年2月に、次年度からIの処理内容を実施することを決定した。		平成27年2月28日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
99	福祉部	高齢福祉課	143	指摘	豊田市温浴施設じゅわじゅわ	自動販売機の設置手数料について	豊田ほっとかんの1階には、温浴施設の休憩スペース横及び受付カウンター横に自動販売機が設置されており、手数料収入を得ているが、指定管理事業における市の借用部分ではないという理由から指定管理事業の収支に含められていない。 しかし、自動販売機の利用者のほとんどが温浴施設の利用者であると考えられるため、指定管理事業における市の借用部分に含めた上で自主事業として申請し、指定管理料の算定に反映させるべきである。	令和2年度からの指定管理期間の開始に合わせて、自動販売機を設置している面積を市の借用部分に含めた上、市の自動販売機の設置ルールに従い、市と指定管理者で行政財産賃貸借契約を締結し、指定管理者による自主事業として管理運営等に関する年度協定書に反映させた。	A：措置済 ／実施済	自動販売機の設置に限らず、今後新たに事業を実施する場合、指定管理業務とするかどうかの判断を、市の借用部分かどうかのみで判断するのではなく、主な利用者が誰なのかなど、様々な視点で判断することとする。 その結果、指定管理業務にすると判断した場合、市の借用部分を変更し、賃貸借契約の変更、指定管理協定書への反映を行う。	行政改革推進課	令和3年10月1日
100	市民福祉部	障がい福祉課	148	指摘	豊田市障がい者総合支援センター	けやきワークスにおける一般会計と特別会計の配賦について	豊田市障がい者総合支援センターのけやきワークスでは、障がい者の就労支援として指定管理事業のほか収益事業を営んでいるが、一般会計(指定管理事業)と特別会計(収益事業)の共通費の配賦方法については、そのルールが明文化されておらず、配分基準の根拠については分からないということであった。 一般会計(指定管理事業)と特別会計(収益事業)の共通費の配賦方法については、その発生原因等の性質に応じて合理的理由のある方法(例えば、面積比率、人員比率、時間比率等)を採用し、採用した配賦方法を明文化すべきであると考えられる。	一般会計(指定管理事業)と特別会計(収益事業)の共通費の配賦について、例えば各会計で使用する回線数に基づく配賦比など、実態に即した負担割合を定めることとする。 指定管理の観点からは、基本協定に共通費に係る条項を追加し、基本的な考え方を整理するとともに、予算要求時、年度協定締結時及び事業報告書時において、実際の配賦状況を提出させ、随時確認を行う。(平成27年度から) 指定管理者である豊田市社会福祉事業団には、社会福祉法人会計の面からも、次年度予算が決定される3月理事会・評議員会において配賦方法を報告させ、それに基づいて配賦に係る考え方の内部決定を行わせる。	B：措置済 ／決定済	明文化した配賦の考え方を基に、予算要求時、年度協定締結時及び事業報告書時に、当該年度における一般会計(指定管理事業)と特別会計(収益事業)の当該年度の配賦状況を付表として提出させることで、適切に配賦が行われているかどうかのチェックを随時行っていく。		平成27年2月28日
101	福祉部	障がい福祉課	149	意見	豊田市障がい者総合支援センター	けやきワークスにおける清掃委託費の取扱いについて	豊田市障がい者総合支援センターのけやきワークスの清掃委託費については指定管理の範囲に含めず、市から直接支払を行っていた。 公の施設の管理運営を指定している以上、施設の清掃は指定管理者が行う業務に含めるのが合理的であると考えられ、指定管理料の算定に含めることが望ましい。	平成30年度から、けやきワークスの清掃業務を指定管理業務に含めることを平成29年9月4日に決定した。	B：措置済 ／決定済	平成30年度から、けやきワークスの清掃業務を指定管理料の算定に含めることを平成29年9月4日に決定した。		平成30年2月28日
102	教育行政部	文化振興課	155	指摘	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	商業宣伝、営業等を目的とした利用に関する条例の規定について	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー(以下「市民文化会館等」という。)では、豊田市民文化会館条例(以下「市民文化会館条例」という。)により、展示室、リハーサル室、練習室、会議室、和室及び豊田市民ギャラリー(以下「市民ギャラリー」という。)における、商業宣伝、営業等を目的とした利用(以下「営業目的利用」という。)が許可されていないため、営業目的利用が許可されるのは、大ホール及び小ホールのみとなる。 しかし、市民文化会館条例の別表には、営業目的利用が許可されていない施設に関しても、営業目的利用の使用料が規定されており(2倍の使用料)、条例本則の規定に反している。 条例本則と別表の規定に矛盾があるのは適切ではないため、条例を改正する必要がある。	大ホール及び小ホール以外の施設についても、商業宣伝、営業等を目的とした利用ができるようにする条例の改正案を平成27年6月議会に上程することを、平成27年2月27日に決定した。	A：措置済 ／実施済	条例・規則改正時に、施設の利用状況に照らし合わせて規定内容がずれていないかどうかを、指定管理者と市の双方で確認することを徹底した。		平成27年2月28日
103	教育行政部	文化振興課	155～156	意見	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	営業目的利用の許可範囲について	営業目的利用が許可されるのは、豊田市民文化会館(以下「市民文化会館」という。)の大ホール及び小ホールのみであり、展示室等や市民ギャラリーでは、営業目的利用が許可されていない。 しかし、営業目的利用が許可されていない施設の稼働率は、おおむね50%を下回っており、利用されていない枠があるのであれば、営業目的利用についても、利用制限を緩和することを検討することが必要である。	大ホール及び小ホール以外の施設についても、商業宣伝、営業等を目的とした利用ができるようにする条例の改正案を平成27年6月議会に上程することを、平成27年2月27日に決定した。	B：措置済 ／決定済	施設の稼働率向上に向けた取組を、今後も着実に実施していく。		平成27年2月28日
104	教育行政部	文化振興課	156	指摘	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	施設使用料以外の収入の徴収委託について	市民文化会館条例に定められている市民文化会館等の使用料については、豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリーの管理運営等に関する基本協定書(以下「市民文化会館基本協定書」という。)により、その徴収事務が指定管理者に委託されており、指定管理者が使用料を徴収し、市に納付している。 市民文化会館等では、公衆電話収入、コピー代収入及びガムテープ代収入(パレエのマットを固定するために利用者に販売)についても、指定管理者が徴収し、市に納付していた。 これらの公衆電話収入等の施設使用料以外の収入については、市民文化会館条例に定められておらず、条例に規定されている使用料以外の収入の徴収を指定管理者に委託するのであれば、市民文化会館基本協定書又は管理運営業務仕様書に明確に規定する必要がある。 (No.112も同様)	各種徴収業務を管理運営業務仕様書に記載した変更基本協定書を平成27年4月1日に指定管理者と締結することを、平成27年2月27日に決定した。	A：措置済 ／実施済	指定管理業務の仕様書の内容について指定管理者と再確認し、認識の統一を図った。		平成27年2月28日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
105	教育 行政 部	文化 振興 課	156～ 157	指摘	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	自動販売機設置に関する自主事業の報告について	市民文化会館には自動販売機が3台設置されている。自動販売機の設置は、指定管理者の自主事業と位置付けられている。なお、自主事業であれば、事業成果、経理状況等を市に報告しなければならない。しかし、市民文化会館の自動販売機設置に関しては、事業報告書において実施報告がなされていなかった。市は、指定管理者に、自動販売機設置に関する事項を事業報告書に記載するよう求める必要がある。	平成26年度の自動販売機設置に係る自主事業報告書を提出するよう指定管理者に指示した。	A：措置済／実施済	指定管理者自主事業実施基準を確認し、事業実施報告書の内容に漏れがないか確認することを徹底した。		平成27 年2月2 8日
106	教育 行政 部	文化 振興 課	157	意見	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	レストランの設置に関して	市民文化会館にはレストランが設置されているが、これは、市がレストラン事業者に行行政財産目的外使用許可を与えた上で、レストラン事業者が運営しているものである。開館以来、毎年同じ業者に1年間の使用許可を与え、運営させているが、事業者の選定について、公募等を行ったことはないものと考えられる。今後も市民文化会館にレストランを設置するのであれば、その事業者は公募等により選定すべきであり、また、市が徴収する使用料は、行政財産目的外使用料相当額を最低価格とした上で、例えば、売上げを基準とした使用料(又は貸付料)とすることが必要である。さらに、業者からの応募を容易にするためには、1年間ではなく、複数年の期間を設定することが望ましい。	現在、市民文化会館のレストラン事業者から撤退希望が出ており、継続年数については事業者と交渉中である。また、撤退後の施設の利用方法については現在内部で検討中である。	D：未措置／未実施決定済	今後、レストラン等を再度設置する必要がある場合には、今回の意見を参考とする。		平成27 年2月2 8日
107	教育 行政 部	文化 振興 課	157	意見	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	市民文化会館設備運転等業務委託について	市民文化会館では、電気、空調、給排水衛生、防災設備等の運転保守管理業務を市が直接、業者と契約して委託している。一方で、指定管理者の指定管理業務の中には再委託をしているものもあり、空調設備点検保守等の再委託業者が、市が直接契約している業者と同一であった。この点、全てを指定管理業務に含める方が効率的になる可能性があるため、市が直接契約している業務について、再度検証し、最も効率的な方法で委託する必要がある。	市民文化会館設備運転業務委託は、長期継続契約により、平成27年度末までの契約となっているため、次回契約更新時までに最も効率的な委託方法を検討する。	A：措置済／実施済	委託契約手続を進める際に、全体の委託契約を考慮し、最も効率的な契約方法を検討することを再確認した。		平成27 年2月2 8日
108	教育 行政 部	文化 振興 課	158	指摘	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	備品シールの貼付について	市から指定管理者への貸与備品を確認したところ、市の備品シールが貼付されていないものがあつた。市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるために、市の備品シールの貼付が必要である。(No.113も同様)	平成27年1月中旬に、備品シールが貼付されていない備品に備品シールを貼付した。	A：措置済／実施済	備品の納品確認時に備品シールを適切に貼付することを徹底した。		平成27 年2月2 8日
109	教育 行政 部	文化 振興 課	158	指摘	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	修繕料の精算に関する規定について	市民文化会館基本協定書において、指定管理料に含める修繕料は、年度協定書で定めるところにより、精算するものとしている。しかし、年度協定書においては、修繕料の精算に関して個別に何ら規定しておらず、実際の精算においても、指定管理料全体で精算を行っている。修繕料の精算に関して個別に規定する事項がなければ、市民文化会館基本協定書の記載事項を見直す必要がある。(No.114も同様)	平成27年4月1日に指定管理者と修繕料の精算に関する記載を見直した変更基本協定書を締結することを、平成27年2月27日に決定した。	A：措置済／実施済	指定管理の基本協定書及び年度協定書の内容について、指定管理者と再確認し、認識の統一を図った。		平成27 年2月2 8日
110	教育 行政 部	文化 振興 課	158～ 159	意見	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	施設の利用率の向上に関して	市民文化会館等の各施設の稼働率は、市民文化会館の大ホール及び小ホールを除き、おおむね50%を下回っている状態である。休日の利用率は高いとのことであり、平日の利用をいかに増やすかがポイントとなる。なお、市民文化会館の大会議室の稼働率は、円形の会議机が固定設置されていること等を一因として10%を下回っており、特に対策が必要である。料金が1回8,300円と、他の会議室の1,600円に比べると高めの設定になっており、現在の利用状況から判断すると、大会議室の料金については見直す余地が高いと考えられる。	現状の設備状況から判断して使用料が割高となっているため、平成27年6月議会に大会議室の使用料を見直した条例の改正案を上程することを、平成27年2月27日に決定した。	A：措置済／実施済	4年に一度の使用料の見直しを行う際に、そのときの設備状況等と照らし合わせて適正な料金を設定することにした。		平成27 年2月2 8日
111	教育 行政 部	文化 振興 課	159～ 160	意見	豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	指定管理者の選定について	市民文化会館等の指定管理者は、公募を経ずに選定されている。市の指定管理者の選定は、原則として公募により行うこととされているが、例外的に非公募とすることができることとなっている。現在の指定管理者は、市や文化団体等と連携しながら、多様な文化事業を市民文化会館等で実施しているとともに、文化施設等の施設管理を行っていることを理由に非公募での選定となっている。しかしながら、市民文化会館等の指定管理業務の主なもの、利用受付等の施設の貸館としての業務や施設(ハード面)そのものの維持管理業務であり、文化事業(ソフト面)が主たる業務ではない。したがって、指定管理業務として、施設のハード面の管理を主体とするならば、原則的な選定方法である公募により指定管理者を選定し、指定管理者制度の趣旨である経費の削減やサービスの向上を更に目指すことが必要である。(No.116も同様)	指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、施設の実情に応じて最適な選定方法を検討している。	A：措置済／実施済	次期指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、施設の実情に応じて最適な選定方法を検討していく。	行政改 革推 進課	平成27 年2月2 8日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
112	教育 行政 部	文化 振興 課	163～ 164	指摘	豊田市コン サートホ ール・能 楽堂	施設使用料以 外の収入の徴 収委託につ いて	条例に規定されている使用料以外の収入の徴収を指定管理者に委託するのであれば、豊田市コンサートホール・能楽堂の管理運営等に関する基本協定書(以下「コンサートホール等基本協定書」という。)又は管理運営業務仕様書に明確に規定する必要がある。 (No.104と同趣旨)	各種徴収業務を管理運営業務仕様書に記載した変更基本協定書を平成27年4月1日に指定管理者と締結することを、平成27年2月27日に決定した。	A：措置済 ／実施済	指定管理業務の仕様書の内容について、指定管理者と再確認し共通認識を図った。		平成27 年2月2 8日
113	教育 行政 部	文化 振興 課	164	指摘	豊田市コン サートホ ール・能 楽堂	備品シールの 貼付につ いて	市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるためにも、市の備品シールの貼付が必要である。 (No.108と同趣旨)	平成27年1月中旬に、備品シールが貼付されていない備品に備品シールを貼付した。	A：措置済 ／実施済	備品の納品確認時に備品シールを適切に貼付することを徹底した。		平成27 年2月2 8日
114	教育 行政 部	文化 振興 課	164	指摘	豊田市コン サートホ ール・能 楽堂	修繕料の精算 に関する規定 について	修繕料の精算に関して個別に規定する事項がなければ、コンサートホール等基本協定書の記載事項を見直す必要がある。 (No.109と同趣旨)	修繕料の精算に関する記載を見直した変更基本協定書を平成27年4月1日に指定管理者と締結することを、平成27年2月27日に決定した。	A：措置済 ／実施済	指定管理の基本協定書及び年度協定書の内容について、指定管理者と再確認し共通認識を図った。		平成27 年2月2 8日
115	教育 行政 部	文化 振興 課	164～ 165	意見	豊田市コン サートホ ール・能 楽堂	施設の利用 率の向上に 関して	豊田市コンサートホール・能楽堂の各施設の稼働率については、メイン施設であるコンサートホールは40%を超えているが、能楽堂については10%程度である。 利用率向上のため能楽堂の更なるPR、利用料金の値下げ、入場料を無料にした催し等、多面的な取組が必要である。また、豊田市コンサートホール・能楽堂は、指定管理者制度の導入施設であり、事業者のノウハウやアイデア等を生かすことにより、利用率の向上を目指すことも必要であろう。	小規模な自主事業やとよたデカスプロジェクトでの事業開催など、能・狂言以外の事業による活用を図ることにした。そのため、平成26年度の能楽堂の稼働率は15.6%と、平成25年度の11.4%から改善することができた。	A：措置済 ／実施済	多目的ルームについては利用制限を見直し、利用目的が音楽、演劇、能楽、邦楽などに関連した事業以外にもその利用できることにした。その利用状況を確認し、能楽堂にも適用できるように進めていく。		平成28 年2月2 9日
116	教育 行政 部	文化 振興 課	165	意見	豊田市コン サートホ ール・能 楽堂	指定管理者 の選定につ いて	原則的な選定方法である公募により指定管理者を選定し、指定管理者制度の趣旨である経費の削減やサービスの向上を更に目指すことが必要である。 (No.111と同趣旨)	指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、平成22年12月28日付けの総務省通知に基づき、施設の実情に応じて最適な選定方法を検討している。	A：措置済 ／実施済	次期指定管理者の選定については、更新時期において、競争原理によるサービスの向上や経費削減等の公募の利点を意識しながら、施設の実情に応じて最適な選定方法を検討していく。	行政改 革推進 課	平成27 年2月2 8日
117	教育 行政 部	ス ポ ー ツ 課	169～ 171	指摘	豊田市総合 体育館及び 豊田市武道 館(スカイ ホール豊 田)	使用料の徴収 委託につ いて	平成26年10月6日から同年12月5日までの2か月間、豊田市総合体育館及び豊田市武道館(以下「スカイホール豊田」という。)の指定管理者である公益財団法人豊田市体育協会(以下「豊田市体育協会」という。)は市の公の施設に係る指定管理者の応募資格を停止されている。 豊田市体育協会は、同協会の職員の公金官物の不適正処理により指定管理者としての信頼性を著しく傷つけただけでなく、主催する市民向け健康教室の受託業者の社員が市民から徴収した参加費を着服していたことに関して適正な管理を怠っていたことが理由である。 市の歳入となる指定管理施設の使用料の徴収については、地方自治法施行令の規定により指定管理者に委託しているが、指定管理者以外の者が徴収することは許可していない。市はこの着服事件を受けて、指定管理施設の使用料金全般について、指定管理者が徴収を行っているか確認したところ、スカイホール豊田においては2件について、指定管理者ではなく、委託会社が使用料の徴収を実施していたことが判明した。 この2件については、平成26年9月27日から指定管理者が使用料の徴収を実施するように改められたが、このような事件がなくても、指定管理者が使用料の徴収をしていることを市として確認すべきであった。	平成26年9月27日から、指定管理者が使用料の徴収を実施するよう改めた。	A：措置済 ／実施済	発生した案件が、全て再委託業務であったため、指定管理者及び担当者が毎年確認できるよう、スポーツ課から指定管理者あてに発行する【再委託承認通知書】の様式(文言)を下記のとおり変更した。(下線を追記。) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日付で承認願のあった下記の再委託については、これを承認します。ただし、公金徴収等の業務は再委託できません。施設使用料などの公金については、必ず指定管理者が取り扱うようにしてください。」		平成27 年2月2 8日
118	教育 行政 部	ス ポ ー ツ 課	171～ 172	意見	豊田市総合 体育館及び 豊田市武道 館(スカイ ホール豊 田)	指定管理者が 非公募であ ることにつ いて	スカイホール豊田の指定管理者の選定方法は非公募である。非公募の理由は、施設を頻繁に使用するスポーツ団体と当該施設とを一元管理することで、効果的かつ効率的な運用ができるためということである。 しかし、スカイホール豊田のような規模や様々な機能を備えた施設ほど採算がとりやすく民間企業の指定管理者への応募が多いと考えられること、公募で指定管理者を選任した場合には競争原理が働きサービスの向上が期待できること、事業運営者と施設管理者である指定管理者がコミュニケーションを密にとれば問題は発生しないと考えられることから、指定管理者制度の導入目的である公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、数年後にはスカイホール豊田の指定管理者の選定は公募とすることが望ましい。	平成26年度に、27～28年度の指定管理者の選定について、競争原理によるサービスの向上や経費削減という公募の利点を視野にいれつつ、施設の実情に応じて最適な選定を行っている。	A：措置済 ／実施済	次期指定管理者の選定については、更新時期(28年度)において、競争原理によるサービスの向上や経費削減という公募の利点を注視しながら、施設の実情に応じて最適な選定方法を検討していく。		平成27 年2月2 8日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
119	教育 行政 部	ス ポ ー ツ 課	179	指摘	中央公園・ 豊田スタジ アム	使用料の徴収 委託について	豊田市体育協会が主催する市民向け健康教室の受託業者が、市民から徴収した参加費を着服していた事件を受けて、市は指定管理施設の使用料全般について、指定管理者が徴収を行っているか確認したところ、豊田スタジアムにおいては1件について、指定管理者ではなく、委託会社が使用料の徴収を実施していたことが判明した。 No.117でも指摘したが、使用料の徴収を指定管理者以外の者が実施することは認められない。平成26年9月27日から指定管理者が使用料の徴収を実施するように改められたが、このような事件がなくても、指定管理者が使用料を徴収していることを市として確認すべきであった。	平成26年9月27日から、指定管理者が使用料の徴収を実施するよう改めた。	A：措置済 ／実施済	発生した案件が、全て再委託業務であったため、指定管理者及び担当者が毎年確認できるよう、スポーツ課から指定管理者あてに発行する【再委託承認通知書】の様式(文言)を下記のとおり変更した。(下線を追記。) 「平成〇〇年〇〇月〇〇日付で承認願のあった下記の再委託については、これを承認します。ただし、公金徴収等の業務は再委託できません。施設使用料などの公金については、必ず指定管理者が取り扱うようにしてください。」		平成27 年2月2 8日
120	教育 行政 部	ス ポ ー ツ 課	179～ 184	意見	中央公園・ 豊田スタジ アム	今後の施設の 在り方について	豊田スタジアムは、FIFA(国際サッカー連盟)の建設指針に準拠した球技場であり、4万5千人を収容する巨大施設で、非常に特殊な施設である。このため、設計当初に想定できなかった事象が多く発生しているが、そのうち大きなものは以下の2つである。 ① 開閉式屋根がスムーズに作動しない。 ② ピッチの芝生について、十分な日当たりと風通しが確保されず自生が難しいため、年2回の張り替えが必要である。 以上の2点は、設計時において想定できなかった事象の発生により追加的に費用が発生しているものであるが、その他にも施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより、年々、施設の維持費は増加していくと考えられる。 豊田スタジアムに関する市の収支については、歳出が圧倒的に多く、平成23年度からは赤字額が8億円を超えている。豊田スタジアムの収支の赤字額は、施設使用料収入が一定とすると、施設の経過年数とともに拡大し、市の財政を圧迫する要因になると考えられる。 豊田スタジアムの施設管理方法も含め、現在の多額の収支赤字を減らすよう、長期的な視点に立ち、総合的に検討することが必要である。	平成26年度中に「指定管理料の見直し」及び「修繕計画の策定」を行う。平成27年度当初予算分から歳出削減を図る。 指定管理料については、平成26年度中に「指定管理における再委託をこれまでの契約や執行実績に基づき査定」、「修繕料を30,000千円へ引き下げ」、「臨時経費、特殊構造物の点検の市直予算化」及び「単価・項目等の精査による委託内容の見直し」の視点で精査を行った。 また、予防修繕により、修繕のトータルコストの削減をはかり、施設を延命化することなどを目的に、平成26年度に修繕計画を策定した。	B：措置済 ／決定済	平成27年度の指定管理料の見直しについては、精査の結果、前年度予算に比べ、約120,000千円を削減する。また、修繕計画の策定に伴い、最も修繕費が見込まれる開閉式屋根の運用を平成27年度から原則停止することとした。これにより、イベント時にかかる開閉費用が不要となり、点検費を7,000千円程度削減する。		平成27 年2月2 8日
121	教育 行政 部	ス ポ ー ツ 課	186～ 188	意見	スポーツ課 所管施設に おける共通 事項	個人情報の保 護について	市は、スポーツ施設の利用許可申請等、利用許可又は不許可の決定、利用許可書の交付、使用料の納付その他スポーツ施設の管理に関する事務処理について、TOSを使用している。 TOSを利用するためには、事前に利用者登録を行える施設に「豊田市スポーツ施設利用システム利用者登録申請書」(以下「登録申請書」という。)を提出する必要がある。氏名、連絡先等が記載される。 登録申請書には個人情報が含まれているため、市が指定管理者と施設の管理運営等について必要な事項を定める基本協定書には、「個人情報の保護」や「情報セキュリティ」の条項が規定されている。 基本協定書の個人情報保護に関連する条項の指定管理者の遵守状況を市がどのように確認しているか質問したところ、指定管理者の募集時に質問するのみでそれ以降は特に何もしていないとのことであった。 このような状況において、市は指定管理者に対し、応募時の質問以外に、個人情報の適切な管理のための規程の整備状況の確認や、その運用状況を定期的にモニタリングする必要があると考える。また、情報を流出させる機会自体を減らすために、指定管理者の業務に必要な情報のみにしかアクセスできないよう適切にシステム制限をかける必要がある。また、ログ情報を使って定期的に異常操作の有無を確認することも必要性が高まれば実施すべきであると考える。	平成27年3月末までに指定管理者に対し、個人情報取扱特記事項の遵守状況についてヒアリングをおこなう。 TOSシステムの利用者検索結果一覧等の画面表示を必要最低限の情報に絞り込む等、制限を加えることが可能かどうかについて業者に確認中であり、対応できるものに関しては改修をおこなっていく。	B：措置済 ／決定済	事業計画書の提出や年度協定書を締結するタイミング等を捉えて、毎年度定期的に指定管理者に対して個人情報取扱特記事項の遵守状況のヒアリングを行う。		平成27 年2月2 8日

No.	部	課	該当ページ	分類	施設名等	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課	最終 回答 基準日
122	生涯 活躍 部	ス ポ ー ツ 課	188～ 191	意見	スポーツ課 所管施設に おける共通 事項	使用料の区分 について	市の体育施設を利用しようとする者は、教育委員会又は指定管理者制度を導入している施設については指定管理者から利用の許可を得て、体育施設条例に定められた使用料又は利用料金を納付する必要がある。また、都市公園内に設けられている体育施設を利用しようとする者は、市長又は指定管理者制度を適用している施設については指定管理者から利用の許可を得て、豊田市都市公園使用料及び利用料金条例に定められた使用料を納付する必要がある。 競技場の使用料及び利用料金の区分は、スポーツの場合、スポーツ以外の場合及び営利又は宣伝を目的とする場合の3つに分かれており、使用料及び利用料金に最大18倍という大きな差があるが、現在、当該3つの区分に関して明確な判断基準はないとのことであった。 営利又は宣伝を目的とする場合に区分された場合、使用料又は利用料金の差が最大18倍と大きいので、曖昧な基準では管理運営の基本方針であるサービスの提供の公平な扱いに疑念を持たれる可能性がある。このため、スポーツの場合、スポーツ以外の場合及び営利又は宣伝を目的とする場合について、明確な判断基準を設けることが必要と考える。	平成27年度に、現状の利用等を勘案した上で、基準についての具体的な考察及び整理を行った。 同時に平成27年度から28年度のスポーツ推進審議会におけるスポーツコミッションの設置の検討・協議において、大規模スポーツイベントの使用が高いスカイホール豊田及び豊田スタジアムを「みるスポーツ」に特化する方向と位置づけ、平成29年2月15日に答申を受けた。それを元に29年度に再度検討することを平成29年2月に決定した。	B：措置済 ／決定済	平成30年3月末日までに明確な判断基準を内 部決定することを、平成30年2月に決定した。		平成30 年2月2 8日
123	教育 行政 部	ス ポ ー ツ 課	192～ 193	意見	スポーツ課 所管施設に おける共通 事項	屋外施設夜間 照明施設使用 料の徴収金額 の相違につい て	体育施設条例では、テニスコートや運動広場などの屋外施設の夜間照明設備の使用料について定めている。 屋外施設夜間照明施設の利用方法として、平成25年12月までは、手動式とプリペイドカード式の2種類の方法があったが、プリペイドカード機械の生産停止に伴い、平成26年1月からは全てが手動式となった。 ここでプリペイドカード式の場合、使用料の精算はプリペイドカードから1分単位で精算される仕組みとなっていた。体育施設条例では1分でも超過したら使用料の半分の支払う規定となっているため、異なる算定式で計算された使用料が徴収されていたことになる。また、営利又は宣伝を目的とする場合、通常の使用料の7倍を徴収する規定となっているが、プリペイドカードでの精算では対応できないため、手動式のように窓口精算となるとのことであった。 今後は、夜間照明施設に限らず、全ての使用料徴収についてプリペイドカード式などの機械を導入する際、条例で定められている金額が正しく徴収できるかどうかを確認することは最低限必要なことである。また、超過時間や営利又は宣伝を目的とする場合の使用料に対応できない機械を導入せざるを得ない場合は、市職員又は指定管理者制度を適用している施設であれば指定管理者に十分に説明し、窓口にて条例に定められたとおりの使用料徴収が行われるようにすべきである。ただし、超過時間や営利又は宣伝を目的とする場合の使用料に対応できない機械を導入せざるを得ない場合で、窓口で差額を徴収できないような場合は、支払方法により著しく不公平にならない範囲であれば、使用料に関する条例自体を変更する方法も合理的であると考える。	屋外施設夜間照明施設は、平成26年1月から全て手動式にしたため、条例どおりの徴収となっている。	A：措置済 ／実施済	今後、使用料徴収についてプリペイドカード式などの機械を導入する際は、条例どおりに徴収できる仕様の機械を導入する。 ただし、条例どおりに徴収できない機械を導入せざるを得ない場合は、使用料に関する条例の変更を併せて検討する。		平成27 年2月2 8日
124	教育 行政 部	ス ポ ー ツ 課	193～ 195	指摘	スポーツ課 所管施設に おける共通 事項	財産の管理に ついて	指定管理者は、指定管理施設の施設及び施設の維持管理に関する業務として、管理運営業務に係る財産を管理する必要があるが、規模の大きい指定管理施設になるとその財産は膨大な量となる。 スポーツ課に管理運営業務に関する財産の貸与に関する具体的な手続を質問したところ、指定管理者が管理業務を開始するに当たって、スポーツ課は市の財産台帳を指定管理者に提供しておらず、また、市の財産台帳と現物が一致することを指定管理者が最初に市の担当者と一緒に確認する手続もとっていないとのことであった。 このため、定期的に市の財産台帳と現物が一致しているかどうかを確認し、差異がある場合はその原因を明らかにし、指定管理者に帰責性があるのかどうか確認する必要があると考える。 また、スポーツ課内においても、担当者ごとに指定管理施設の財産の管理確認方法が異なるようであった。基本的かつ各施設で共通しているようなことについてはマニュアル化を進め、効率的かつ効果的な運用を目指すことが望まれる。	備品一覧表を指定管理者に渡し、平成26年9月9日からスポーツ課と指定管理者で備品の照合を行っている。今年度末までに作業を完了させる予定である。	B：措置済 ／決定済	当初予算編成時において、指定管理者が利用者要望と備品の整備状況や状態を把握し、スポーツ課へ提出する備品購入等の要望書を作成しているため、次年度からその作業と同時に、照合作業を行うこととする。(実施時期は8月頃)		平成27 年2月2 8日